

第1回

高知県地域防災力維持確保対策検討委員会

資 料

平成24年8月6日（月）

1 建設業を取り巻く環境の変化

1 建設業を取り巻く環境の変化

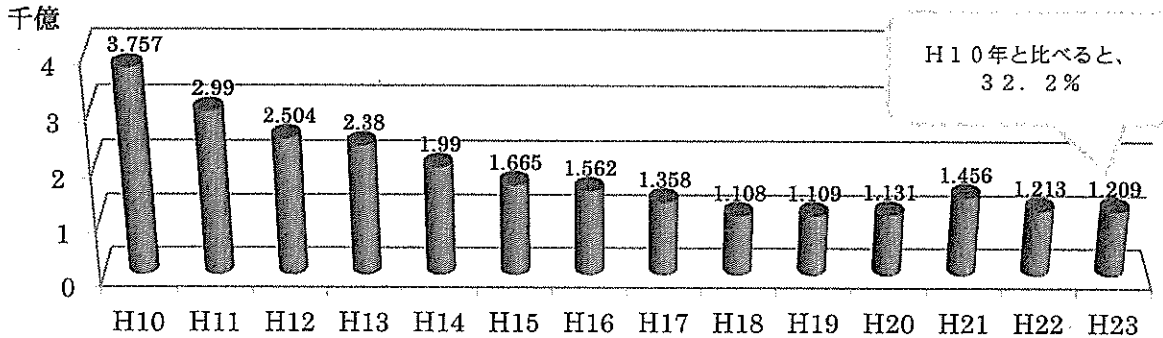
(1) 公共事業費の推移

① 県内の公共事業費の推移

県内の公共事業費（西日本建設業保証（株）の保証請負金額）は、平成10年の3,757億円に対し、平成23年には1,209億円と13年間で32.2%にまで減少している。

県内の公共事業費の推移

（西日本建設業保証（株）の請負金額：国、県、市町村、独立行政法人等の発注）



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公共事業費	3,757	2,990	2,504	2,380	1,990	1,665	1,562	1,358	1,108	1,109	1,131	1,456	1,213	1,209

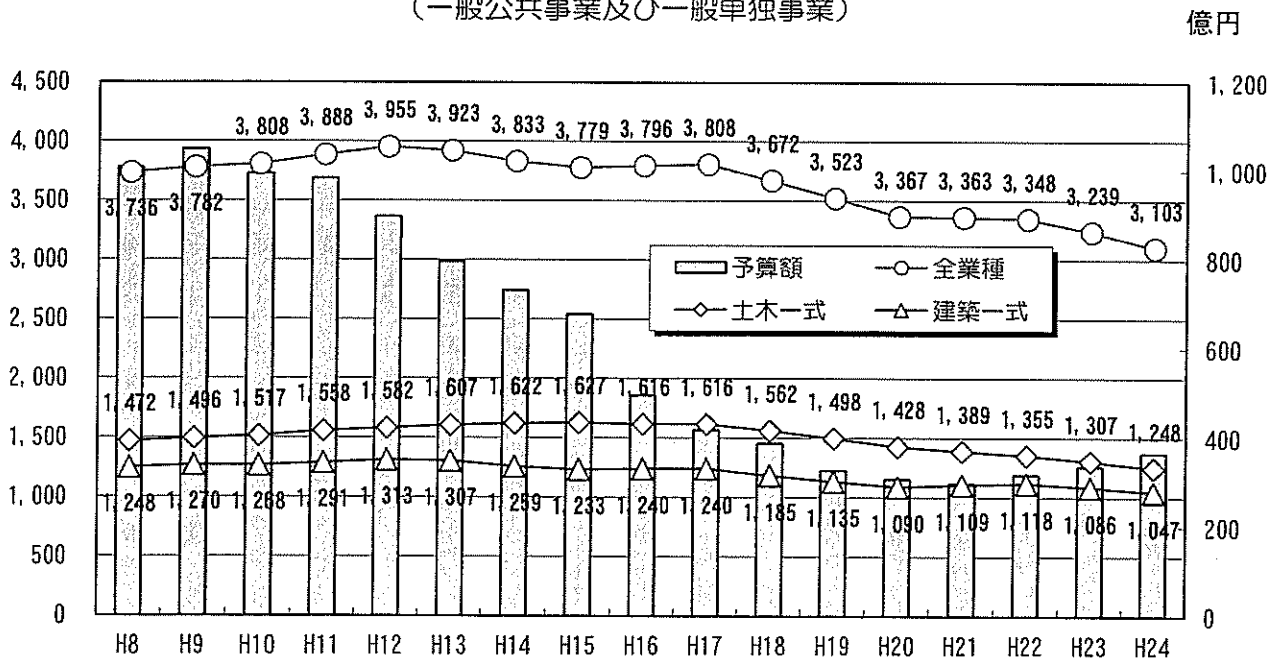
(2) 県内の建設業者の状況

① 県予算（当初）と県内の建設業許可業者数の推移

本県の当初予算（一般公共事業及び一般単独事業）は、平成9年度の1,048億円をピークに、平成21年度には297億円とピーク時の28.4%にまで下落し、その後徐々に増加、平成24年度は365億円（ピーク時の34.8%）となっている。

一方、本県の建設業許可業者数は、平成12年の3,955社をピークに、平成24年には3,103社とピーク時の78.5%となっている。

高知県の建設業許可業者数と当初予算（単位：億円）の推移
（一般公共事業及び一般単独事業）



年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
予算額	100,709	104,881	99,417	98,308	89,706	79,560	73,110	67,722	49,575	41,739	38,780	32,706	30,768	29,778	31,698	33,573	36,527

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全業種	3,736	3,782	3,808	3,888	3,955	3,923	3,833	3,779	3,796	3,808	3,672	3,523	3,367	3,363	3,348	3,239	3,103
土木一式	1,472	1,496	1,517	1,558	1,582	1,607	1,622	1,627	1,616	1,616	1,562	1,498	1,428	1,389	1,355	1,307	1,248
建築一式	1,248	1,270	1,268	1,291	1,313	1,307	1,259	1,233	1,240	1,240	1,185	1,135	1,090	1,109	1,118	1,086	1,047

建設企業の小規模化(地方圏ほど進展)

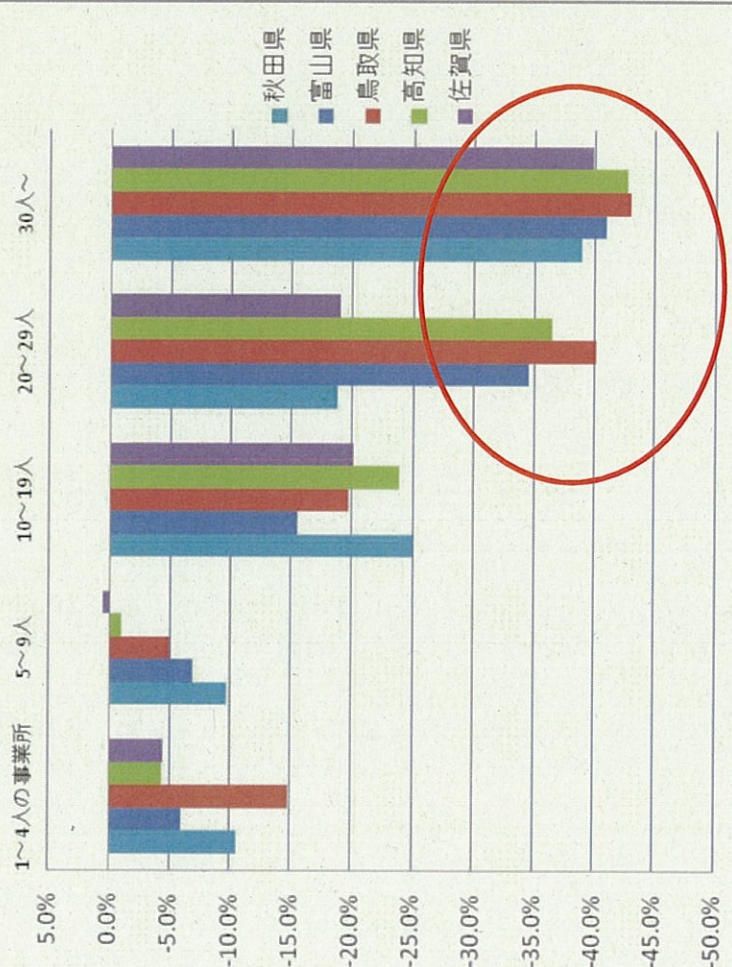
- 中規模(従業者10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。

許可業者の減少率

秋田	▲6.7%	東京	▲11.1%
富山	▲5.1%	大阪	▲15.4%
鳥取	▲3.8%	愛知	▲4.4%
高知	▲5.5%	神奈川	▲7.6%
佐賀	▲8.9%	埼玉	▲9.7%

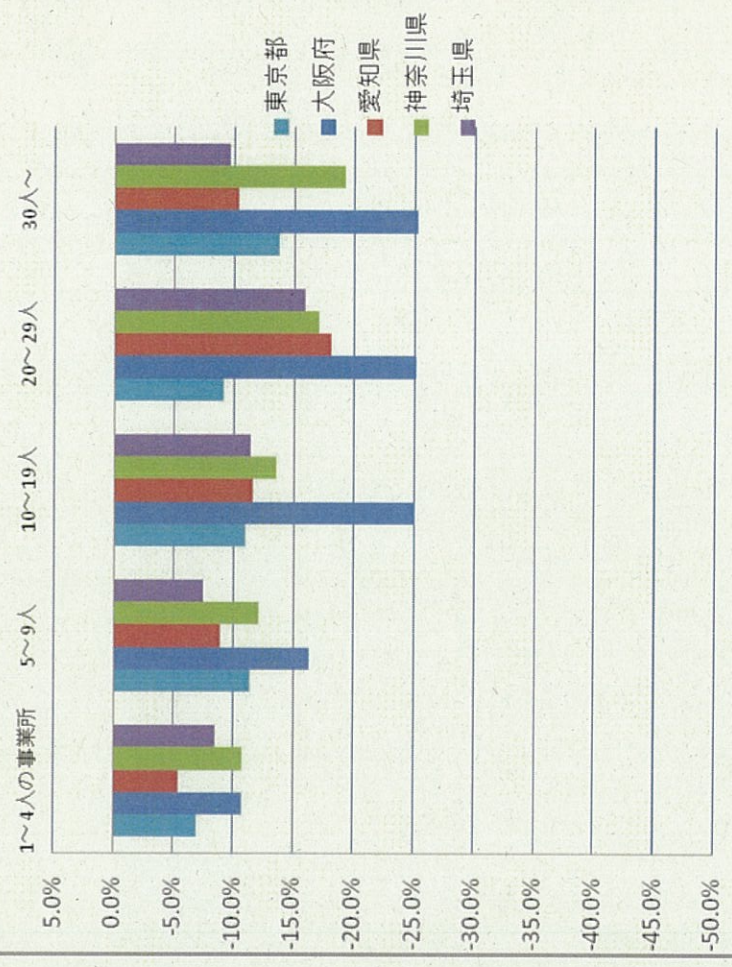
事業所数の減少率(H11→H18地方圏)

【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



事業所数の減少率(H11→H18大都市圏)

【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



②入札参加資格者数の推移

全業種の県内建設工事入札参加資格者数は、平成13年の1,985社をピークに、平成24年は1,463社（対H13比:74.5%）に減少、土木一式の入札参加資格者についても、平成15年の1,263社をピークに、平成24年は、947社（対H15比:75.0%）と減少している。入札参加資格者数の推移（各年度4月1日現在）

2012/4/1現在

業種・年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
土木一式	A	133	138	166	200	209	30	31	17	19	18	20	19	25	26	
	B	369	470	427	435	437	209	217	215	246	221	217	210	217	217	
	C	458	387	388	338	324	570	588	593	522	469	432	352	331	327	328
	D	214	196	253	262	284	454	428	395	439	413	415	433	429	404	376
	計	1,174	1,191	1,214	1,235	1,254	1,263	1,254	1,236	1,193	1,147	1,086	1,022	989	973	947
建築一式	A	102	99	103	111	111	104	106	108	98	97	97	77	77	85	92
	B	95	151	128	120	116	136	117	124	112	105	93	104	96	99	108
	C	189	163	196	197	191	180	184	160	158	157	125	101	104	93	95
	D	131	114	101	100	110	95	95	108	108	96	96	122	125	116	93
	計	517	527	528	528	528	515	502	500	476	457	411	404	402	393	388
大工	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	B	4	13	12	9	16	15	20	21	33	31	26	24	27	30	31
	C	17	11	14	21	16	17	13	14	--	--	--	--	--	--	--
	計	21	24	26	30	32	32	33	35	33	31	26	24	27	30	31
	A	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1
左官	B	1	1	3	3	4	5	6	5	8	7	6	8	7	8	7
	C	4	5	5	6	4	3	6	5	--	--	--	--	--	--	--
	計	5	6	8	9	8	9	12	11	9	8	7	8	7	9	8
	A	29	47	66	84	91	119	113	109	56	60	64	65	66	78	97
	B	225	299	342	371	404	396	399	401	750	722	706	683	682	682	646
とびと土工	C	307	249	269	259	268	264	282	302	--	--	--	--	--	--	--
	計	561	595	677	714	763	779	794	812	806	782	770	748	748	760	743
	A	3	9	11	10	11	20	29	27	0	1	0	0	1	1	1
	B	38	40	50	63	83	77	77	82	167	162	160	154	154	154	150
	C	30	33	42	41	45	47	40	55	--	--	--	--	--	--	--
石	計	71	82	103	114	139	144	146	164	167	163	160	154	155	151	
	A	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	B	6	11	12	12	13	12	14	19	31	33	28	28	29	32	30
	C	17	14	13	16	16	20	20	17	--	--	--	--	--	--	--
	計	23	25	26	29	30	32	34	36	31	33	28	28	29	32	30
電気	A	31	34	44	45	52	54	50	46	40	48	46	41	44	50	54
	B	98	112	96	101	89	99	98	87	162	151	150	151	144	142	132
	C	59	44	53	50	59	50	58	75	--	--	--	--	--	--	--
	計	188	190	193	196	200	203	206	208	202	199	196	192	188	192	186
	A	35	48	51	61	63	62	58	62	56	60	58	41	43	51	57
管	B	129	185	213	211	224	242	247	234	392	369	374	363	345	337	
	C	158	116	115	121	135	132	144	156	--	--	--	--	--	--	
	計	322	349	379	393	422	436	449	452	448	447	427	415	406	396	394

入札参加資格者数の推移（各年度4月1日現在）

2012/4/1現在

業種・年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
タイル れんが	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	4	7	11	10	12	12	16	17	23	23	19	18	18	20
	C	8	8	5	9	8	10	9	10	—	—	—	—	—	—
	計	12	15	16	19	20	22	25	27	23	23	19	18	18	20
鋼 構造 物	A	8	13	23	25	31	38	48	46	11	10	10	12	13	14
	B	71	83	94	116	136	137	132	136	265	252	247	237	241	252
	C	59	53	66	62	72	80	78	87	—	—	—	—	—	—
	計	138	149	183	203	239	255	258	269	276	262	258	247	253	266
鉄 筋	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	0	0	3	3	3	5	5	4	8	8	7	8	7	7
	C	1	1	2	2	4	3	5	6	—	—	—	—	—	—
	計	1	1	5	5	7	8	10	10	8	8	7	7	8	7
舗 装	A	21	36	57	67	67	83	86	82	47	45	42	32	35	40
	B	162	206	216	244	286	284	276	278	518	502	485	473	469	459
	C	186	151	168	164	171	182	192	206	—	—	—	—	—	—
	計	369	393	441	475	524	549	554	566	565	547	527	505	504	509
しゅん せつ	A	12	17	25	31	34	53	58	54	16	16	13	10	8	9
	B	87	112	125	145	160	152	152	157	284	279	276	265	271	262
	C	73	60	70	65	76	82	82	90	—	—	—	—	—	—
	計	172	189	220	241	270	287	292	301	300	295	289	275	279	280
板 金	A	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	1	1	1	2	3	2	4	3	8	8	7	7	7	5
	C	3	2	3	1	1	3	5	5	—	—	—	—	—	—
	計	4	4	5	4	5	5	9	8	8	8	7	7	7	5
ガ ラ ス	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	0	1	1	2	2	2	3	3	8	8	7	8	8	7
	C	3	2	3	2	3	3	5	5	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	4	4	5	5	8	8	8	8	7	8	8	7
塗 装	A	7	13	14	14	18	24	25	30	16	17	13	10	9	16
	B	47	62	68	76	88	87	91	91	160	152	151	152	157	147
	C	52	38	50	51	55	60	61	57	—	—	—	—	—	—
	計	106	113	132	141	161	171	177	178	176	169	164	162	166	163
防 水	A	1	1	3	2	4	5	5	3	3	4	2	4	1	3
	B	13	31	26	35	36	31	32	40	68	65	64	62	68	65
	C	30	17	24	21	21	27	31	26	—	—	—	—	—	—
	計	44	49	53	58	61	63	68	69	71	69	66	66	69	68
内 装	A	1	1	2	2	1	1	2	2	2	2	2	1	2	3
	B	11	13	17	19	20	16	23	26	45	43	35	32	34	38
	C	17	19	16	18	15	23	22	22	—	—	—	—	—	—
	計	29	33	35	39	36	40	47	50	47	45	37	34	35	40

入札参加資格者数の推移 (各年度4月1日現在)

2012/4/1現在

業種・年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
機械器具設備	A	1	1	1	2	4	4	1	4	3	5	5	6	9	14
	B	17	28	26	24	21	25	32	56	58	55	56	56	61	56
	C	30	19	22	28	24	27	24	—	—	—	—	—	—	—
	計	48	48	49	53	51	49	56	57	60	61	60	61	62	70
熱絶縁	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	2	1	2	2	1	2	4	3	6	6	5	5	4	4
	C	2	3	3	2	3	1	2	3	—	—	—	—	—	—
	計	4	5	5	4	4	3	6	6	6	6	5	5	4	4
電気通信	A	0	2	2	1	3	3	4	5	8	9	4	6	9	11
	B	12	11	11	14	15	20	22	40	39	35	41	46	43	44
	C	5	4	6	7	8	9	16	—	—	—	—	—	—	—
	計	17	18	19	22	24	26	33	43	45	47	44	45	52	55
造園	A	11	18	24	17	23	22	26	21	17	15	14	17	15	14
	B	90	167	163	196	204	211	194	187	297	276	250	218	215	208
	C	194	130	140	120	122	115	129	124	—	—	—	—	—	199
	計	295	315	327	333	349	348	349	332	314	291	264	235	230	222
さく井	A	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	2	2	3	3
	B	6	14	12	13	12	12	10	12	26	28	22	23	21	21
	C	16	9	11	12	13	13	13	13	—	—	—	—	—	—
	計	22	24	23	26	25	26	24	26	26	28	27	24	25	24
建具	A	0	0	2	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
	B	4	5	6	7	8	9	9	9	17	17	13	15	15	15
	C	4	4	3	3	4	3	7	8	—	—	—	—	—	—
	計	8	9	11	10	12	13	17	19	18	17	14	15	15	15
水道施設	A	21	43	51	63	62	87	87	91	44	44	36	32	35	42
	B	208	259	300	310	357	358	361	355	612	615	591	583	572	554
	C	210	162	167	179	181	193	204	211	—	—	—	—	—	—
	計	439	464	518	552	600	638	652	657	656	659	642	629	615	607
消防施設	A	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	1	1	1	1
	B	3	11	5	7	13	10	12	14	40	41	39	39	42	44
	C	26	20	28	27	22	24	26	28	—	—	—	—	—	—
	計	29	31	33	34	35	35	39	42	41	43	40	40	40	43
清掃施設	A	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	0	2	0	1	1	1	0	2	4	4	3	3	3	2
	C	6	3	4	3	2	3	3	2	—	—	—	—	—	—
	計	6	5	5	5	3	4	4	4	4	4	3	3	3	2
のべ業者数	4,628	4,857	5,238	5,476	5,807	5,960	6,058	6,126	6,017	5,857	5,593	5,381	5,344	5,351	5,246
実業者数	1,946	1,953	1,953	1,965	1,950	1,918	1,903	1,877	1,810	1,743	1,654	1,584	1,540	1,505	1,463

土木一式工事ランク別入札参加資格者数(土木事務所・市町村別)

土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計
安芸土木事務所	安芸	B	安芸市	8	8
			芸西村	-	-
			奈半利町	2	2
			田野町	2	2
			安田町	2	2
		北川村	2	2	
		馬路村	3	3	
		安芸市	14	14	
		芸西村	2	2	
		奈半利町	-	-	
	田野町	-	-		
	安田町	2	2		
	北川村	-	-		
	馬路村	1	1		
	安芸市	6	6		
	芸西村	6	6		
	奈半利町	4	4		
	田野町	4	4		
	安田町	3	3		
	北川村	1	1		
馬路村	-	-			
小計			19	62	
室戸	A	室戸市	1	1	
		東洋町	-	-	
		室戸市	8	8	
		東洋町	-	-	
		室戸市	11	11	
	東洋町	4	4		
	C			11	15
	D			11	15
	小計			1	39
	計			1	101

土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計	
中央東土木事務所	中央東	A	南国市	3	3	
			香南市	1	1	
			香美市	-	-	
			南国市	7	7	
			香南市	5	5	
		香美市	8	8		
		C			17	39
		D			11	40
		小計			11	103
		本山	B	大豊町	4	4
	本山町			4	4	
	土佐町			2	2	
	大川村			3	3	
	大豊町			4	4	
	C				1	14
	D				8	4
	小計				1	31
	計				4	134
	高知		A	高知市	9	9
		B	高知市	24	24	
C		高知市	85	85		
D		高知市	183	183		
計				301		

平成24年4月現在

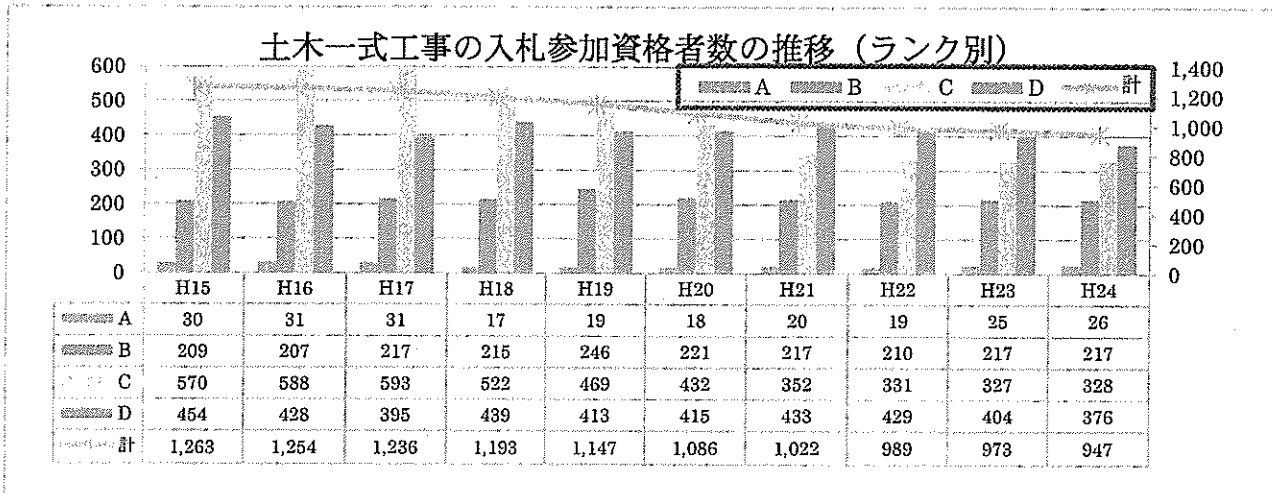
土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計
中央西	A	いの町	-	-	
		日高村	1	1	
		土佐市	12	12	
		いの町	2	2	
		日高村	5	5	
	C			9	36
	D			8	28
	小計			19	84
	越知	A	越知町	-	-
			佐川町	1	1
仁淀川町			-	-	
越知町			3	3	
佐川町			5	5	
B				12	20
C				5	15
D				4	16
小計				4	52
計				2	136

土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計
須崎土木事務所	須崎	A	須崎市	2	2
			中土佐町	-	
			津野町	-	
			檜原町	1	
		B	須崎市	6	26
			中土佐町	5	
			津野町	10	
			檜原町	5	
		C	須崎市	12	25
			中土佐町	6	
			津野町	4	
			檜原町	3	
		D	須崎市	7	18
			中土佐町	3	
			津野町	7	
檜原町	1				
小計	A	2	71		
	B	26			
	C	25			
	D	18			
四万十町	A	四万十町	2	2	
		四万十町	17		
		四万十町	15		
		四万十町	8		
	小計	A	4	42	
		B	43		
		C	40		
		D	26		
計				113	

土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計
幡多土木事務所	幡多	A	四万十市	3	5
			黒潮町	2	
			四万十市	17	
			黒潮町	5	
		C	四万十市	22	29
			黒潮町	7	
			四万十市	19	
			黒潮町	2	
		小計	A	5	77
			B	22	
	宿毛	A	須毛市	1	1
			大月町	-	
			三原村	-	
			須毛市	14	
		B	須毛市	3	20
			三原村	3	
			須毛市	15	
			大月町	9	
		C	三原村	4	28
			須毛市	9	
D	須毛市	9	14		
	大月町	4			
	三原村	1			
	三原村	1			
小計	A	1	63		
	B	20			
	C	28			
	D	14			
土佐清水	B	9	22		
	C	8			
	D	5			
	小計				
計	A	6	162		
	B	51			
	C	65			
	D	40			
合計	A	26	947		
	B	217			
	C	328			
	D	376			

③土木一式工事の入札参加資格者の推移

建設業者の施工能力に応じた発注を行うことで、工事の適正な履行を確保していくため、業種ごとにランク付けを行っている。



④建設機械の保有状況

平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日の間に到来した決算期において、経営事項審査の対象となる建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルで、決算時点で有効な特定自主検査を受けているもの）を保有（所有又はリース）している建設業者は、県下で 502 社、総台数で 2,064 台となっている。

経営事項審査では、一定の条件を満たした建設機械を対象としているため、実際は、この数字を上回る建設機械を保有しているものと思われる。

経営事項審査における建設機械保有状況

事務所	市町村	建設機械保有		事務所	市町村	建設機械保有	
		企業数	台数			企業数	台数
安芸	安芸市	20	94	中央西	いの町	20	75
	芸西村	-	-		日高村	10	32
	奈半利町	2	22		土佐市	15	56
	田野町	4	18		小計	45	163
	安田町	6	33	越知	越知町	6	26
	北川村	3	21		佐川町	6	22
	馬路村	4	33		仁淀川町	14	56
小計	39	221	小計	26	104		
室戸	室戸市	15	73	須崎	須崎市	17	64
	東洋町	4	8		中土佐町	9	30
小計	19	81	津野町		13	73	
中央東	南国市	22	82		栲原町	8	62
	香南市	14	46	小計	47	229	
	香美市	16	56	四万十町	28	111	
小計	52	184	小計	28	111		
本山	大豊町	5	24	幡多	四万十市	29	134
	本山町	4	27		黒潮町	13	51
	土佐町	9	35	小計	42	185	
	大川村	3	35	宿毛	宿毛市	28	92
小計	21	121	大月町		13	39	
高知	高知市	120	451		三原村	6	27
小計	120	451	小計	47	158		
				土佐清水	16	56	
				小計	16	56	
				計	502	2,064	

※経営事項審査受審業者：1,614社

(参考資料：建設機械の保有台数の減少(全国) 資料 P17)

⑤建設業就業者数の推移

県内の建設業従事者の状況（国勢調査）を見ると、平均年齢では平成 12 年の 45.0 歳に対し、平成 22 年は 48.8 歳と 10 年間で 3.8 歳の高齢化が進んでいる。

従事者数は、平成 12 年の 47,313 人に対し、平成 22 年は 27,855 人と 10 年間で 58.9%まで減少しており、これは全産業の 10 年間の減少率 85.3%を大きく下回っている。

特に、24 歳以下の若年者の全体に占める割合は、平成 12 年の 9.3%に対し、平成 22 年は 2.9%と大きく減少しており、これは全産業 (H22:5.8%) を大きく下回っており、若年入職者の減少が伺われる。

また、全産業に占める建設業の従事者の割合は、平成 12 年の 12.0%に対し、平成 22 年は 8.3%と建設業離れが進んでいる。建設業の将来の担い手確保、技術・技能の承継が危惧される。

高知県内の年齢別従事者数(総数、うち建設業)

	H12				H17				H22					
	全産業		うち建設業		全産業		うち建設業		全産業			うち建設業		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	対H12比	人数	割合	対H12比
15~19歳	5,871	1.5%	830	1.8%	4,308	1.2%	310	0.8%	3,494	1.0%	59.5%	155	0.6%	18.7%
20~24歳	28,438	7.2%	3,559	7.5%	21,962	5.9%	1,671	4.4%	16,002	4.8%	56.3%	633	2.3%	17.8%
25~29歳	39,165	9.9%	4,863	10.3%	32,319	8.7%	3,388	8.9%	24,955	7.4%	63.7%	1,466	5.3%	30.1%
30~34歳	33,063	8.4%	3,738	7.9%	38,579	10.4%	4,315	11.3%	31,298	9.3%	94.7%	2,703	9.7%	72.3%
35~39歳	36,036	9.2%	3,871	8.2%	33,252	9.0%	3,289	8.6%	37,562	11.2%	104.2%	3,472	12.5%	89.7%
40~44歳	40,189	10.2%	4,881	10.3%	36,111	9.7%	3,427	9.0%	32,424	9.7%	80.7%	2,633	9.5%	53.9%
45~49歳	46,892	11.9%	6,418	13.6%	38,980	10.5%	4,335	11.4%	34,627	10.3%	73.8%	2,761	9.9%	43.0%
50~54歳	54,346	13.8%	7,316	15.5%	43,803	11.8%	5,565	14.6%	36,565	10.9%	67.3%	3,435	12.3%	47.0%
55~59歳	39,403	10.0%	5,105	10.8%	48,370	13.1%	6,048	15.9%	38,859	11.6%	98.6%	4,299	15.4%	84.2%
60~64歳	26,015	6.6%	3,438	7.3%	27,858	7.5%	3,143	8.3%	36,009	10.7%	138.4%	3,834	13.8%	111.5%
65~69歳	20,414	5.2%	2,176	4.6%	18,148	4.9%	1,497	3.9%	18,930	5.6%	92.7%	1,522	5.5%	69.9%
70~74歳	13,920	3.5%	871	1.8%	13,743	3.7%	731	1.9%	11,556	3.4%	83.0%	596	2.1%	68.4%
75~79歳	6,770	1.7%	186	0.4%	8,441	2.3%	274	0.7%	7,844	2.3%	115.9%	254	0.9%	136.6%
80~84歳	2,448	0.6%	49	0.1%	3,382	0.9%	63	0.2%	4,095	1.2%	167.3%	74	0.3%	151.0%
85歳以上	850	0.2%	12	0.0%	1,139	0.3%	17	0.0%	1,555	0.5%	182.9%	18	0.1%	150.0%
合計	393,820	100.0%	47,313	100.0%	370,395	100.0%	38,073	100.0%	335,775	100.0%	85.3%	27,855	100.0%	58.9%
平均年齢	46.0歳		45.0歳		47.0歳		46.5歳		48.1歳			48.8歳		

高知県の従事者の年齢構成の対比 (H12・H22) (国勢調査 産業別 (大分類) より)

(3) 経営状況

①完成工事高営業利益率

県内建設業者の本来の活動で発生する利益の割合を示す完成工事高営業利益率を見ると、平成22年度は、年間完成工事高が1億円未満の企業がマイナスになっているが、それ以前では10億円~30億円の企業でもマイナスとなっている年もある。

建設業の経営指標(西日本建設業保証(株)資料)

1 完成工事高総利益率(完成工事高別) (%)

	1億円未満	1億円 ~ 5億円	5億円 ~ 10億円	10億円 ~ 30億円	30億円以上	総平均
H18	21.38	15.89	12.19	11.40	9.23	17.66
H19	19.90	14.56	11.59	11.47	12.14	16.62
H20	19.62	15.17	12.23	13.45	12.46	16.95
H21	19.36	14.93	11.19	9.96	14.25	16.59
H22	21.17	15.80	13.45	12.94	14.45	17.68

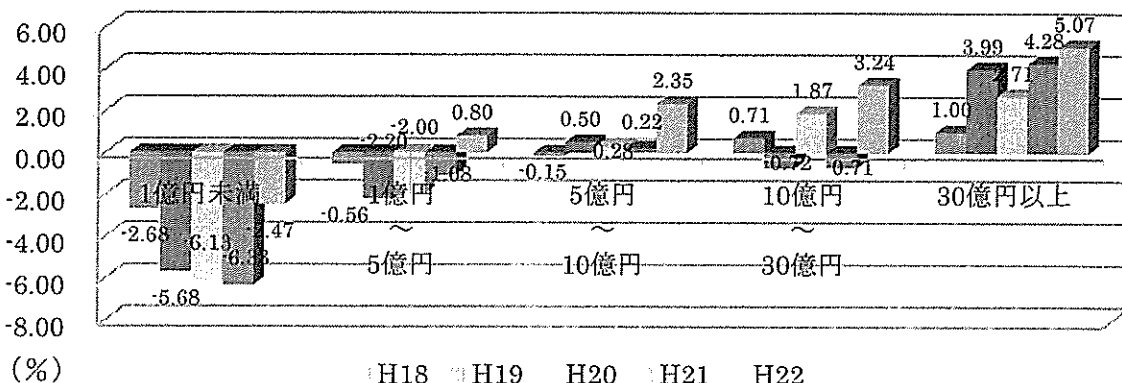
※総利益(兼業含む)÷完成工事高(兼業含む)×100

2 販売費及び一般管理費率(完成工事高別) (%)

	1億円未満	1億円 ~ 5億円	5億円 ~ 10億円	10億円 ~ 30億円	30億円以上	総平均
H18	25.77	16.61	12.49	10.68	8.24	19.77
H19	26.38	16.77	11.34	12.19	8.15	20.45
H20	26.76	17.18	11.92	11.57	9.75	20.95
H21	26.87	16.01	10.85	10.67	9.96	20.36
H22	23.93	15.00	11.10	9.70	9.39	18.07

※販売費及び一般管理費÷完成工事高(兼業含む)×100

3 完成工事高営業利益率 (完成工事高別)

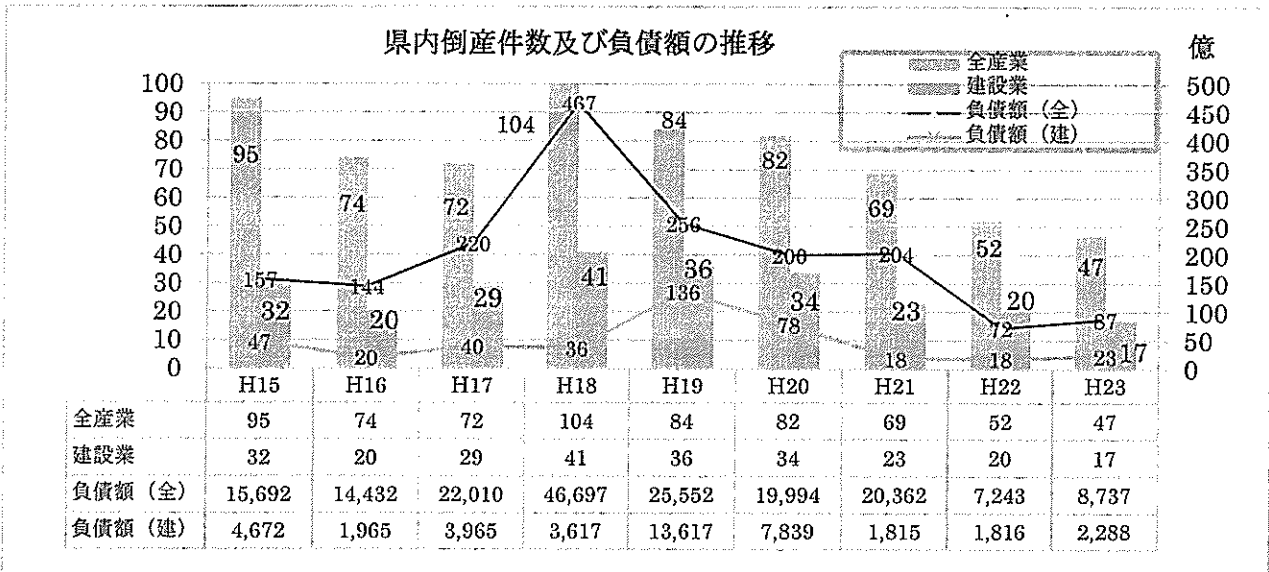


②地域別の完成工事高

	経審受審業者数	全体(単位:千円)		1社当たり(単位:千円)	
		平均完工高合計	平均元請完工高合計	平均完工高合計	平均元請完工高合計
室戸市	44	2,895,938	2,361,085	65,817	53,661
安芸市	41	3,682,890	2,708,787	89,827	66,068
南国市	86	13,883,661	6,135,401	161,438	71,342
香南市	53	4,312,115	2,709,996	81,361	51,132
香美市	40	3,290,530	2,517,569	82,263	62,939
高知市	621	175,291,539	108,150,733	282,273	174,156
土佐市	46	4,540,639	2,853,725	98,710	62,038
須崎市	35	4,715,592	3,412,913	134,731	97,512
四万十市	119	13,395,874	10,293,636	112,570	86,501
宿毛市	65	9,147,611	6,639,253	140,732	102,142
土佐清水市	45	4,044,234	3,339,329	89,872	74,207
安芸郡	59	5,396,702	4,804,888	91,470	81,439
長岡郡	18	3,451,988	2,464,495	191,777	136,916
土佐郡	19	3,208,139	2,138,680	168,849	112,562
吾川郡	68	10,105,611	7,026,492	148,612	103,331
高岡郡	199	20,145,870	14,951,872	101,236	75,135
幡多郡	56	7,456,609	6,110,283	133,154	109,112
合計	1,614	288,965,542	188,619,137	179,036	116,864

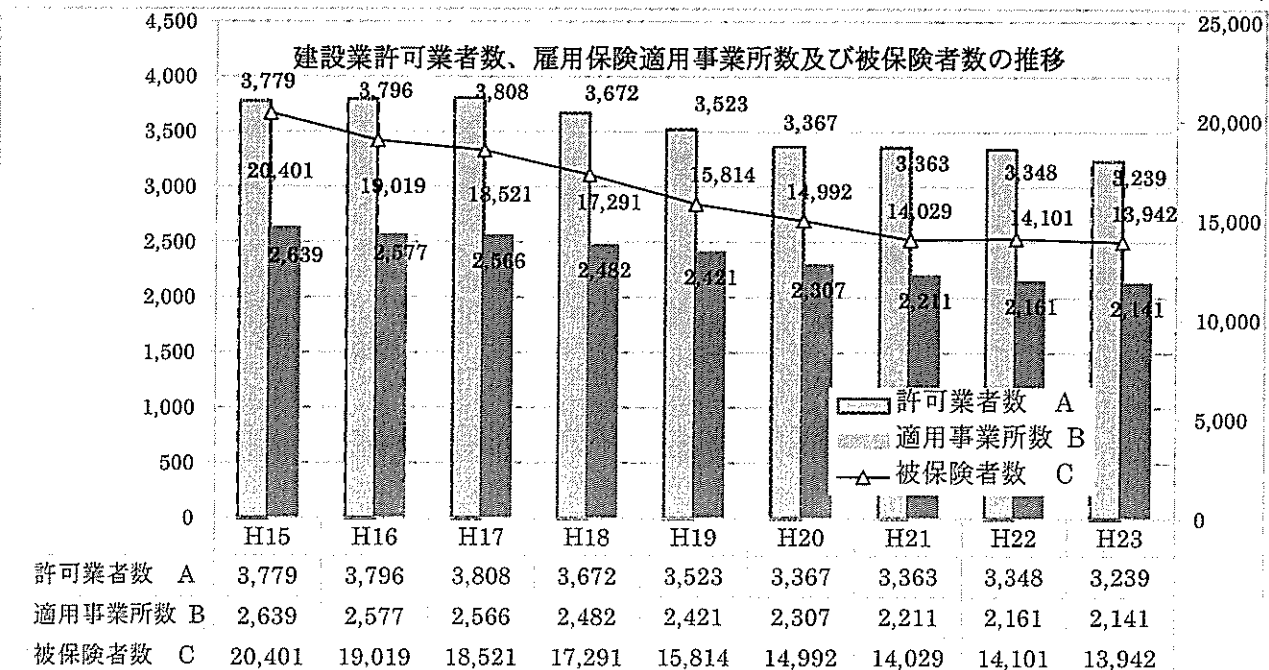
※経営事項審査のデータを地域別に集計(審査基準日:H22.9.1~H23.8.31)

③県内倒産件数の推移



(4) 雇用環境

①県内の雇用保険の加入状況



② 全国の各保険の加入状況

公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果

1. 公共事業労務費調査

○予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者（約20万人）の賃金支払い実態を調査してとりまとめたもの。

2. 保険加入状況調査の結果概要

○公共事業労務費調査（平成23年10月調査）において、企業単位での保険加入状況の調査項目の追加、労働者個人単位での加入保険種別区分の詳細化を行い、保険加入状況を調査したところ、下記の加入状況が確認された。

なお本結果は、労務費調査において有効標本とされるものについて集計を行った。

各保険加入割合

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
企業別	94%	86%	86%	84%
労働者別	75%	60%	58%	57%

※ 調査企業数：約25,000社、調査労働者数：約116,000社

3. 項目別社会保険加入傾向

○加入状況を項目別にみると、下記の傾向がみられる。（括弧内は3保険加入割合）

企業別

	加入率高	加入率低
県別	地方部（島根 97%、鳥取 95%）	都市部（東京 66%、千葉 59%）
職種別（主なもの）	軽作業員(91%)、電工(92%)、運転手(92%)、土木一般世話役(90%)、	鉄筋工(59%)、とび工(71%)、型わく工(71%)
元請、下請次数別	元請(96%)	高次下請(3次：66%)
事業所規模別	規模大(500～999人：96%)	規模小(1～4人：56%)

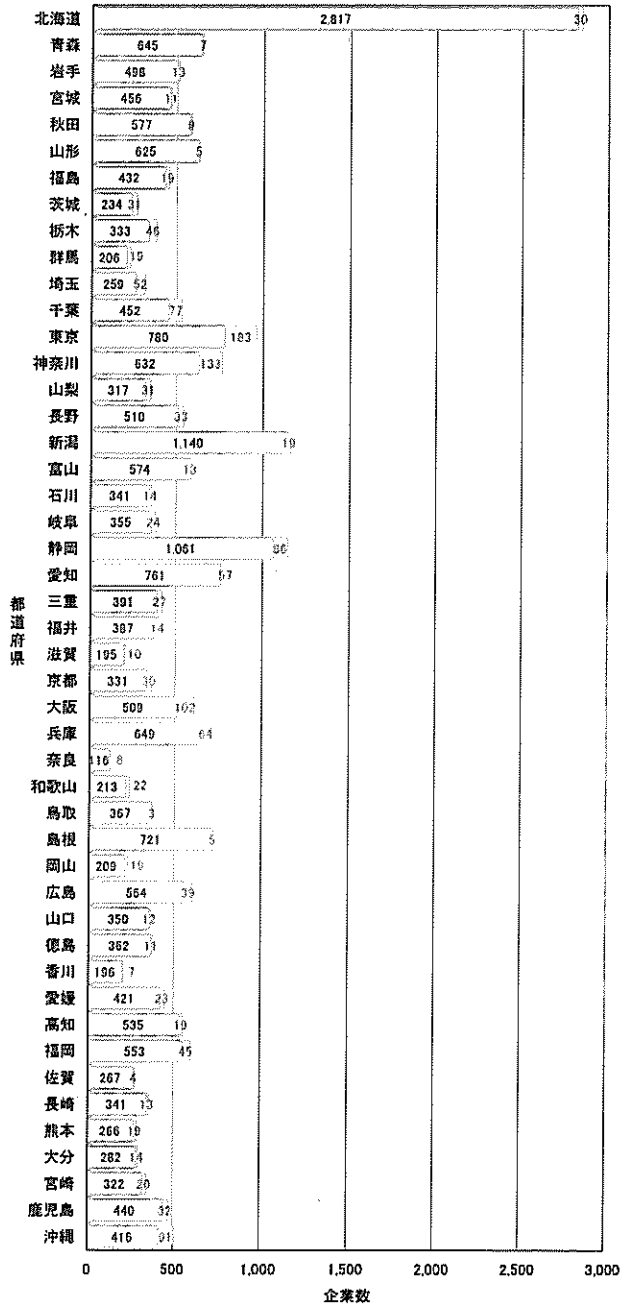
労働者別

	加入率高	加入率低
県別	地方部（石川 82%、鳥取 82%）	都市部（東京 27%、千葉 32%）
職種別（主なもの）	電工(89%)、運転手特殊(78%)、土木一般世話役(84%)	鉄筋工(34%)、とび工(38%)、型わく工(33%)、交通誘導員 B(18%)
元請、下請次数別	元請(78%)	高次下請(3次：44%)
事業所規模別	10～29人(61%)	1～4人(35%)、300～499人(37%)
給与形態別	月給制(約94%)	日給制(日給月給制含む)(44%)
年齢	30歳～59歳(60～65%)	24歳以下、60歳以上(約50%)
経験年数別	10年～39年(60～65%)	4年以下、45年以上(30～40%)
職階別	職長(73%)	指導者以外(53%)

企業の保険加入状況(県別)

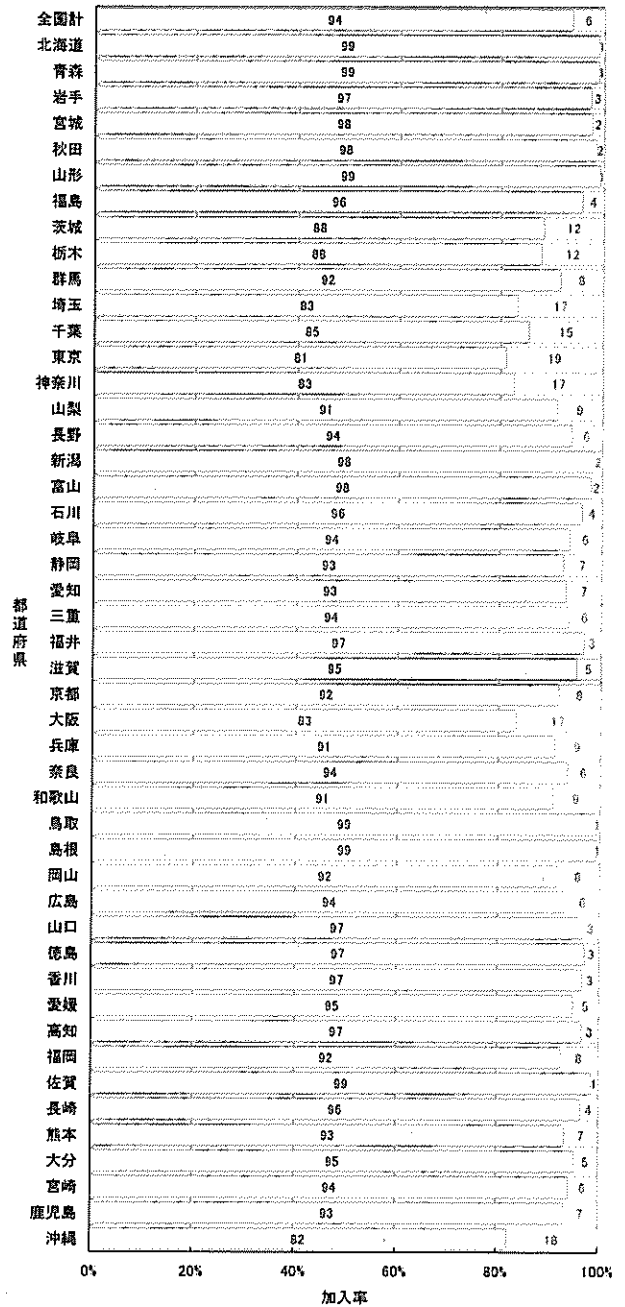
県別 企業の雇用保険加入状況

□雇用保険加入 □雇用保険未加入



県別 企業の雇用保険加入率

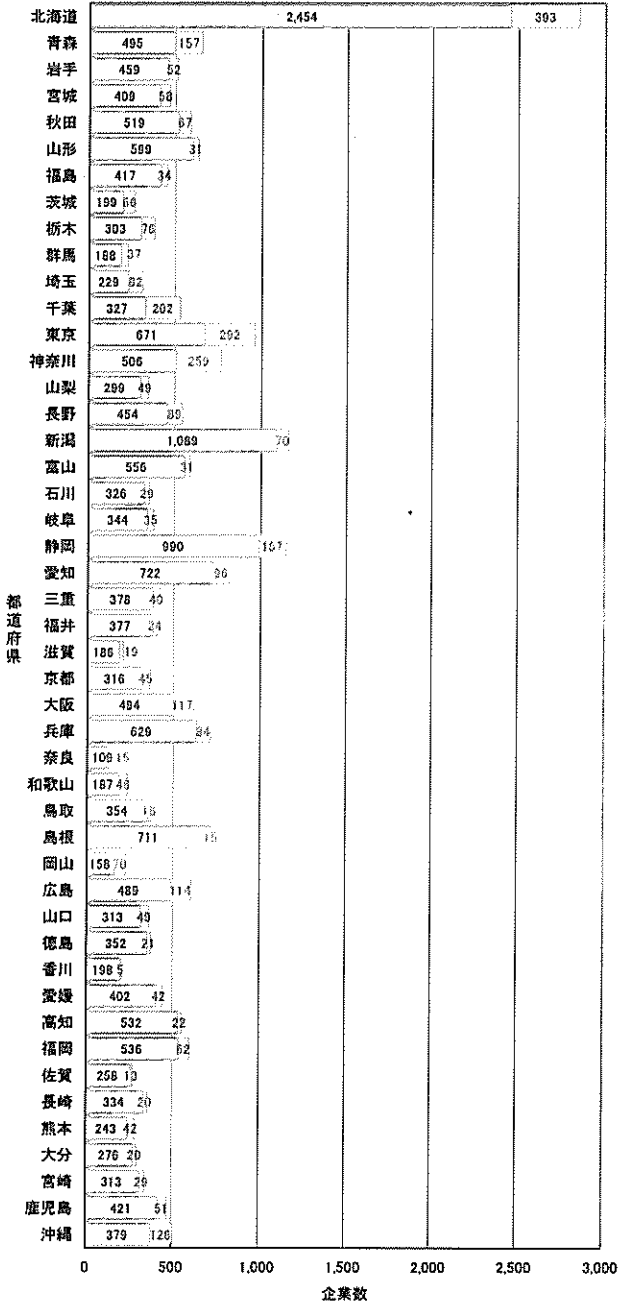
□雇用保険加入 □雇用保険未加入



企業の保険加入状況(県別)

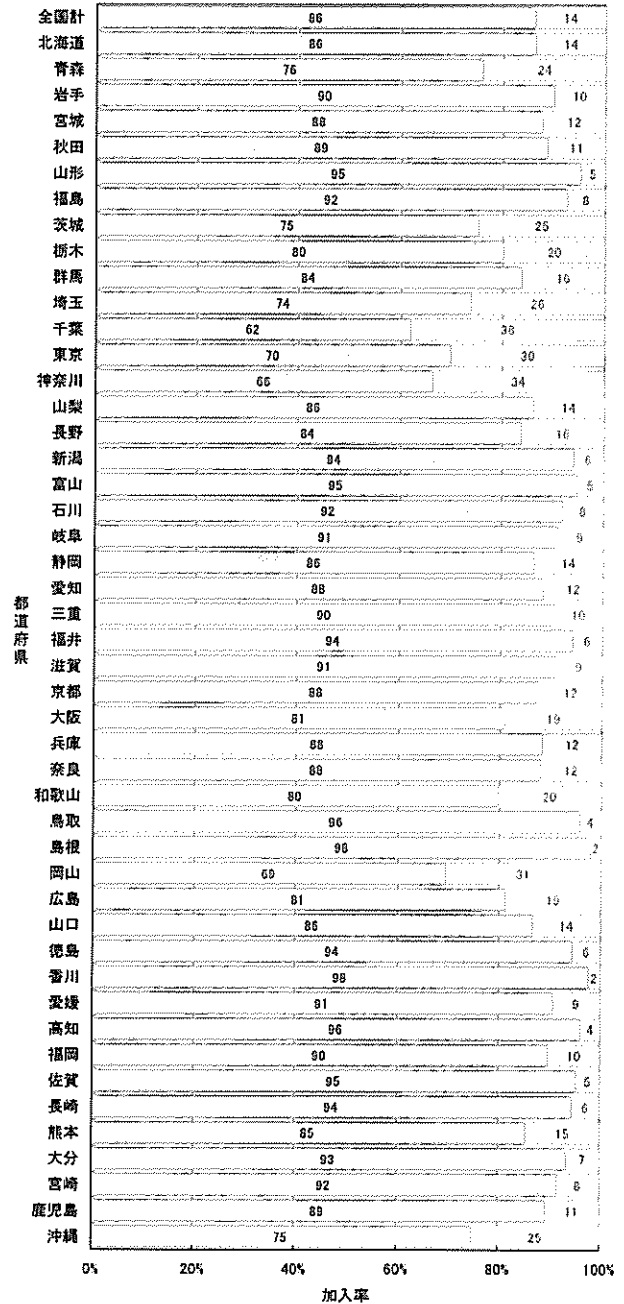
県別 企業の健康保険加入状況

□健康保険加入 □健康保険未加入



県別 企業の健康保険加入率

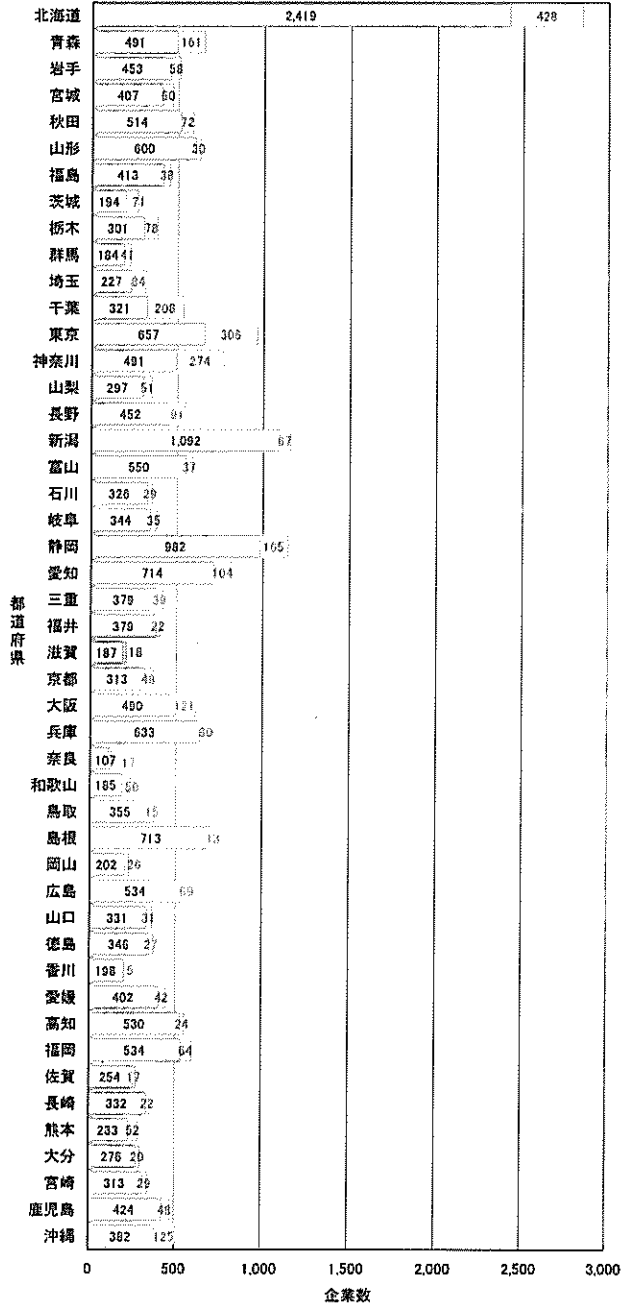
□健康保険加入 □健康保険未加入



企業の保険加入状況(県別)

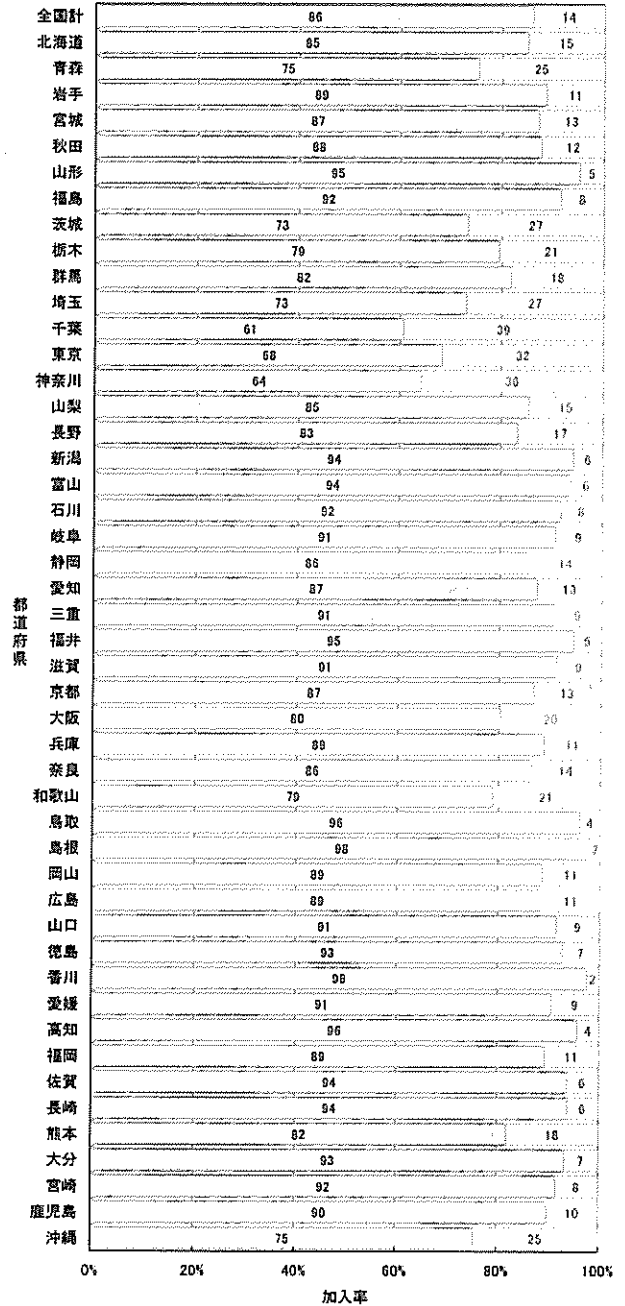
県別 企業の厚生年金保険加入状況

□年金加入 □年金未加入



県別 企業の厚生年金保険加入率

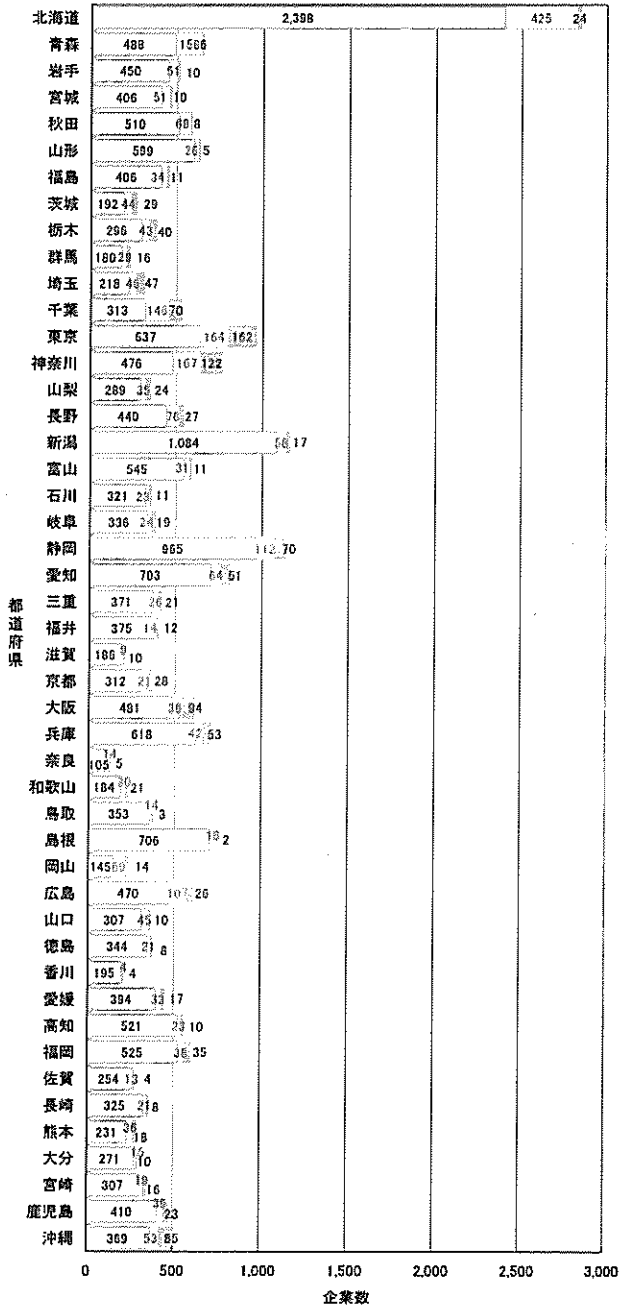
□年金加入 □年金未加入



企業の保険加入状況(県別)

県別 企業の社会保険加入状況

□3保険加入 □3保険いずれか加入 ※非加入



県別 企業の社会保険加入率

□3保険加入 □3保険いずれか加入 ※非加入

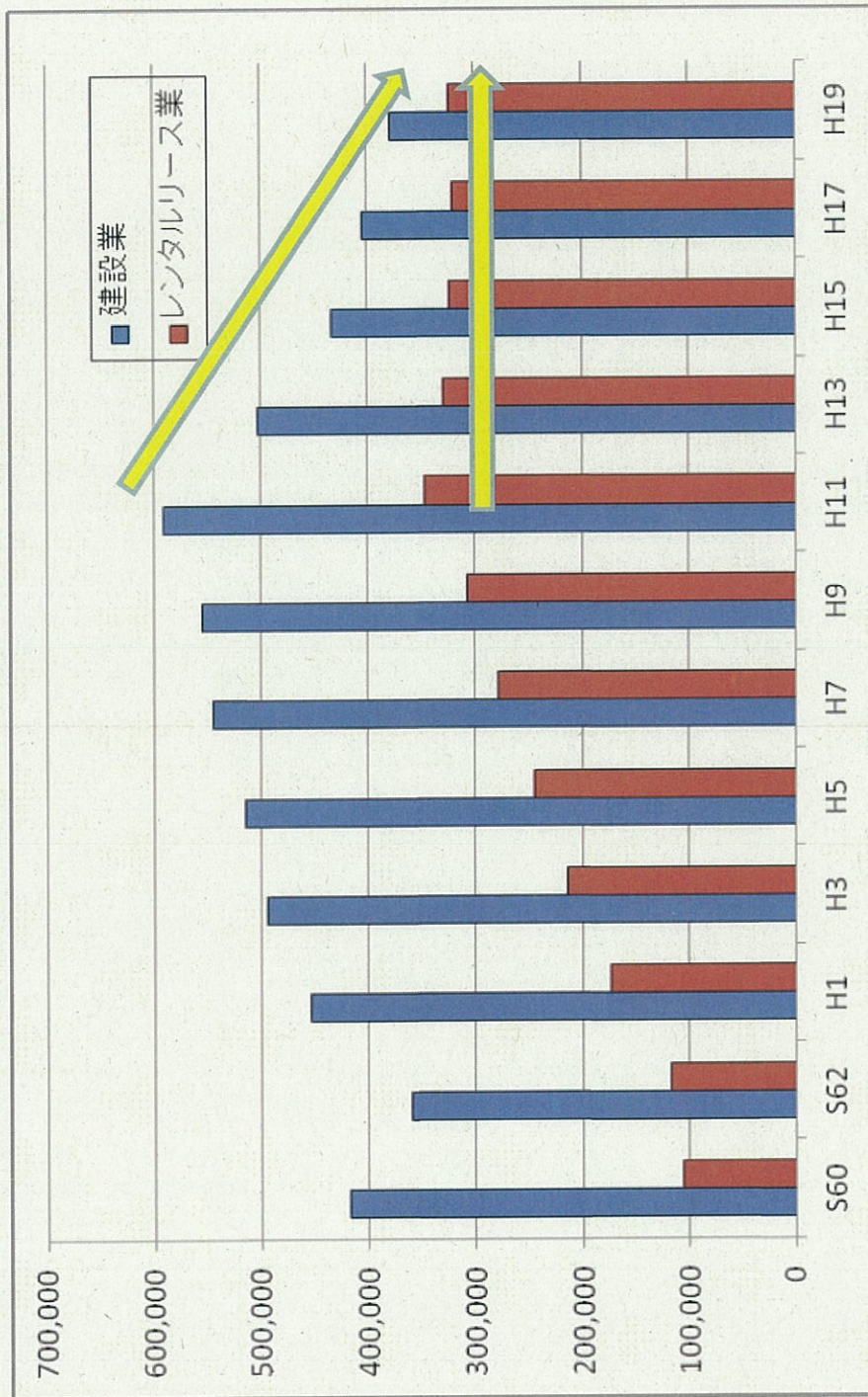


I-11 建設機械の保有台数の減少(全国)

○ 平成11年以降、リース業者の保有台数は横ばいの一方、建設業者の保有台数は減少。

主要建設機械の推定保有台数の推移

(出所:国土交通省・経済産業省「建設機械動向調査報告」)



主要建設機械の補正係数を用いた推定保有台数(四国)

(国土交通省・経済産業省「建設機械動向調査報告」)

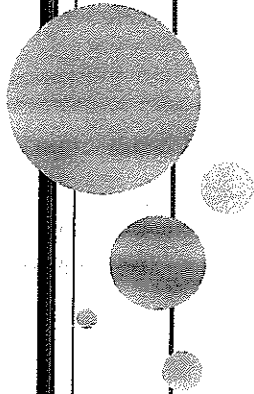
分類	機械名	規格	区分	平成19年度										
				推定保有台数	建設業		業種別		推定保有台数		不明のもの			
					台数	%	建設機械器具賃貸業等	官公庁等	その他	台数	%			
土工機械	履帯式ブルドーザ (ハンドガイドを除く)	ブレード付 整備重量	3~10t未満	773	611	79.0%	39	5.0%	8	1.0%	115	14.9%	0	0.0%
			10~20t未満	204	152	74.5%	29	14.2%	0	0.0%	23	11.3%	0	0.0%
			20t以上	188	108	57.4%	9	4.8%	8	4.3%	63	33.5%	0	0.0%
			計	1,165	871	74.8%	77	6.6%	16	1.4%	201	17.3%	0	0.0%
	油圧式ショベル系 掘削機 (ハンドガイドを除く)	標準バケット 平積容量	0.2m未満	17,203	7,405	43.0%	6,012	34.9%	127	0.7%	1,612	9.4%	2,047	11.9%
			0.2m~0.6m未満	9,098	5,797	63.7%	2,263	24.9%	39	0.4%	610	6.7%	389	4.3%
			0.6m以上	3,950	2,250	57.0%	757	19.2%	6	0.2%	849	21.5%	88	2.2%
			計	30,251	15,452	51.1%	9,032	29.9%	172	0.6%	3,071	10.2%	2,524	8.3%
	履帯式トラクタショベル (クローラローダ)			193	0	0.0%	71	36.8%	18	9.3%	104	53.9%	0	0.0%
	車輪式トラクタショベル (ホイールローダ)	標準バケット 山積容量	0.6m未満	841	188	22.4%	110	13.1%	19	2.3%	396	47.1%	128	15.2%
0.6m~3.6m未満			1,735	741	42.7%	49	2.8%	48	2.8%	729	42.0%	168	9.7%	
3.6m以上			349	47	13.5%	8	2.3%	0	0.0%	259	74.2%	35	10.0%	
計			2,925	976	33.4%	167	5.7%	67	2.3%	1,384	47.3%	331	11.3%	
合計				34,534	17,299	50.1%	9,347	27.1%	273	0.8%	4,760	13.8%	2,855	8.3%
運搬機械	油圧式トラッククレーン ※			321	73	22.7%	120	37.4%	0	0.0%	93	29.0%	35	10.9%
	機械式トラッククレーン ※			0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ホイールクレーン (ラフテレンクレーンを含む) ※			2,153	480	22.3%	1,566	72.7%	3	0.1%	91	4.2%	13	0.6%
	合計			2,474	553	22.4%	1,686	68.1%	3	0.1%	184	7.4%	48	1.9%
総計				37,008	17,852	48.2%	11,033	29.8%	276	0.7%	4,944	13.4%	2,903	7.8%

分類	機械名	規格	区分	平成21年度										
				推定保有台数	建設業		業種別		推定保有台数		不明のもの			
					台数	%	建設機械器具賃貸業等	官公庁等	その他	台数	%			
土工機械	履帯式ブルドーザ (ハンドガイドを除く)	ブレード付 整備重量	3~10t未満	372	297	79.6%	17	4.7%	4	1.1%	54	14.6%	0	0.0%
			10~20t未満	167	129	77.4%	19	11.6%	0	0.0%	19	11.1%	0	0.0%
			20t以上	108	61	56.8%	5	4.9%	5	4.3%	37	34.1%	0	0.0%
			計	647	487	75.3%	41	6.3%	9	1.4%	110	17.0%	0	0.0%
	油圧式ショベル系 掘削機 (ハンドガイドを除く)	標準バケット 平積容量	0.2m未満	14,865	6,258	42.2%	5,188	34.9%	119	0.8%	1,412	9.5%	1,888	12.7%
			0.2m~0.6m未満	6,840	4,357	63.7%	1,703	24.9%	27	0.4%	438	6.4%	315	4.6%
			0.6m以上	3,473	1,893	54.5%	712	20.5%	7	0.2%	778	22.4%	83	2.4%
			計	25,178	12,508	49.7%	7,603	30.2%	153	0.6%	2,628	10.4%	2,286	9.1%
	履帯式トラクタショベル (クローラローダ)			406	2	0.5%	149	36.8%	38	9.3%	217	53.4%	0	0.0%
	車輪式トラクタショベル (ホイールローダ)	標準バケット 山積容量	0.6m未満	957	206	21.5%	122	12.8%	23	2.4%	455	47.5%	151	15.8%
0.6m~3.6m未満			1,442	616	42.8%	42	2.9%	40	2.8%	607	42.1%	137	9.5%	
3.6m以上			293	35	12.2%	7	2.4%	0	0.0%	221	75.3%	30	10.1%	
計			2,692	857	31.8%	171	6.4%	63	2.3%	1,283	47.7%	318	11.8%	
合計				28,923	13,854	47.9%	7,964	27.5%	263	0.9%	4,238	14.7%	2,604	9.0%
運搬機械	油圧式トラッククレーン ※			938	214	22.8%	349	37.2%	0	0.0%	273	29.1%	102	10.9%
	機械式トラッククレーン ※			7	0	0.0%	7	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ホイールクレーン (ラフテレンクレーンを含む) ※			2,434	538	22.1%	1,771	72.8%	5	0.2%	105	4.3%	15	0.6%
	合計			3,379	752	22.3%	2,127	62.9%	5	0.1%	378	11.2%	117	3.5%
総計				32,302	14,606	45.2%	10,091	31.2%	268	0.8%	4,616	14.3%	2,721	7.7%

注) ※印は労働省移動式クレーン設置台数を引用(参考値)

2 県の入札契約制度

高知県の入札契約 制度について



地方公共団体が行う入札・契約

＜契約の締結方法＞ 地方自治法 第234条

【原則】 一般競争入札

- ・不特定多数の参加を求める入札（必要な資格を定めることができる）

【できる】 指名競争入札

- ・発注者が特定多数の者を選んで（指名して）行う入札

【できる】 随意契約

- ・競争によらず、発注者が任意に特定の者を選択して締結する契約

【できる】 せり売り

- ・買受者が口頭で価格の競争をするもの。いわゆる競売。動産の売払いに限る。

契約の相手方の決定方法

地方自治法 第234条

【原則】 最高価格者（せり売り）

最低価格者（工事請負等）

・競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

【できる】 最低価格者以外の者

・地方公共団体の支出の原因となる契約については、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

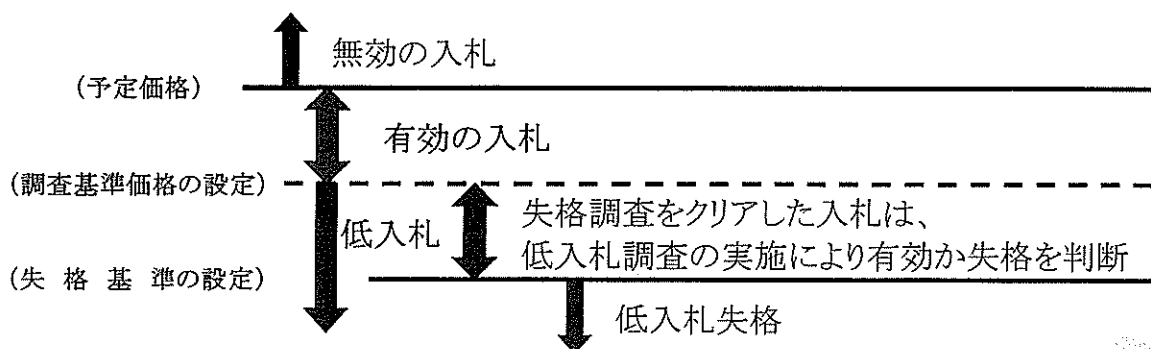
3

最低価格の入札者以外の者を落札者とできる場合（1）

地方自治法施行令 第167条の10

第1項 最低価格の入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき

⇒ 低入札価格調査制度を適用



(高知県での適用範囲)

- 総合評価方式一般競争入札による建設工事
- 1億円以上(請負対象金額)の建設工事

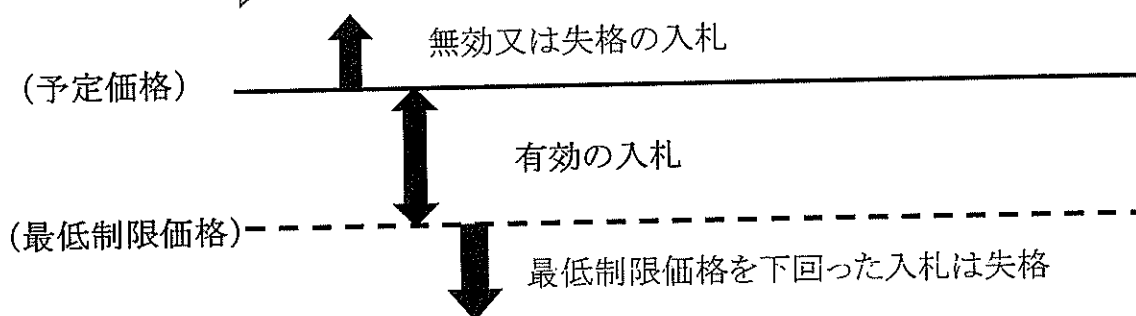
4

最低価格の入札者以外の者を落札者と できる場合（2）

地方自治法施行令 第167条の10

第2項 当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とできる。

⇒ 最低制限価格制度を適用（最低制限価格の設定）



（高知県での適用範囲）

○低入札価格調査制度によらない建設工事及び設計等委託業務

5

最低価格の入札者以外の者を落札者と できる場合（3）

地方自治法施行令 第167条の10の2

第1項 価格競争によりがたいときは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる。

⇒ 総合評価方式

第2項 落札者となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき

⇒ 低入札価格調査制度を適用

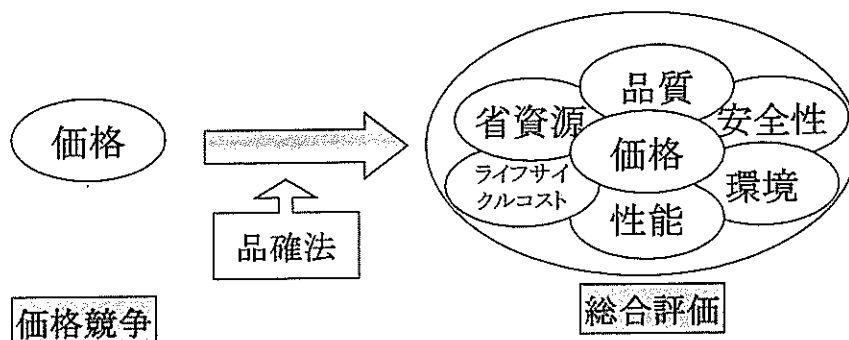
6

総合評価方式について

9

総合評価方式とは？

発注者が工事内容や周辺の状況に応じて様々な評価項目を設定し、企業からの優れた技術提案を募り、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方式



その結果……

- ・施工に必要な技術的能力を有する者が施工することにより、工事品質の確保や向上が図られる
- ・技術力を競争することで、技術と経営に優れた健全な建設業が育成される。
- ・価格以外の多様な要素による競争により、談合が行われにくい環境が整備される。

10

公共工事の品質確保の 促進に関する法律 について 「公共工事品確法」

「平成17年3月31日付け 法律第18号」
平成17年(2005年)4月1日施行。

11

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」のポイント

公共工事品確法制定の背景

公共工事の減少

許可業者数は
かわらない

品質低下の懸念

ダンピングの受注
の増加

不良工事の発生
の懸念

12

発注者が「品確法」により求められていること

- ▶ 技術的能力を有するものにより公共工事を施工する環境を主体的に整備する。
- ▶ 価格と品質が総合的に優れた調達を行う。
- ⇒ 発注から入契、監督、検査・評価までの適切な実施及び体制整備

◆ ねらい

- ① バリュー・フォー・マネー（コストに対し最も価値の高いものを調達）の実現
- ② 低価格入札の防止、不良・不適格業者の排除
- ③ 談合が行われにくい環境整備

13

「品確法」に対する高知県の対応

◆ 一般競争入札の拡大

- ・ 請負対象金額5,000万円以上（平成19年度より）
- ※1,000万円～5,000万円についても、一般競争入札の対応が可能としている。

◆ 総合評価方式の拡大

- ・ 請負対象金額5,000万円以上（平成20年度より）
- ※1,000万円～5,000万円についても、総合評価方式の対応が可能としている。

14

総合評価方式の種類と適用（高知県）

工事の特性（規模・工事内容・技術的な工夫の余地等）に応じて選定

【企業評価型】

技術的な工夫の余地が小さい工事（2億円未満の工事）

企業評価＋配置予定技術者評価＋施工体制評価

【施工計画型】

技術的な工夫の余地が小さい工事

企業評価＋配置予定技術者評価＋施工計画評価＋施工体制評価

H21より総合評価はすべて
施工体制確認型！！

【技術提案型】

技術的な工夫の余地が大きい工事

企業評価＋配置予定技術者評価＋施工計画評価＋技術提案評価＋施工体制評価

【高度技術提案型】

技術的な工夫の余地が大きい工事（構造物の品質の向上を図るための提案を求める）

企業評価＋配置予定技術者評価＋施工計画評価＋技術提案評価＋施工体制評価

15

総合評価方式の手法（その1）

基本的な考え方【1】

- ・ 一般競争入札において実施
- ・ 落札者の決定は、
入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、
評価値の最も高いものを落札者とします。
- ・ 評価値（除算方式）＝技術評価点÷入札価格
＝（標準点＋加算点）÷入札価格
- ・ 技術評価点の最高値
企業評価型＝標準点100点＋加算点20点＝120点
施工計画型＝標準点100点＋加算点40点＝140点
- ・ 加算点
＝企業の評価＋配置予定技術者の評価＋簡易な施工計画の評価
＋施工体制の評価

※企業評価型は、「簡易な施工計画の評価」は無し

16

総合評価方式の手法（その2）

基本的な考え方【2】

- ・総合評価方式はすべて低入札価格調査制度を適用

- ・「調査基準価格」

＝直接工事費×95%＋共通仮設費×90%
＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%
※設定範囲は、予定価格の10分の7～10分の9

- ・「失格基準」

＝直接工事費×85%、共通仮設費×80%、
現場管理費×80%、一般管理費×30%
のいずれかが下回った場合には「失格」!

総合評価方式の配点・評価項目（その1）

企業評価型総合評価方式

- 「企業の評価」（5点／20点）
 - 「配置予定技術者の評価」（5点／20点）
 - 「施工体制の評価」（10点／20点）
- の3項目を評価します。

施工計画型総合評価方式

- 「企業の評価」（6点／40点）
 - 「配置予定技術者の評価」（6点／40点）
 - 「施工計画の評価」（8点／40点）
 - 「施工体制の評価」（20点／40点）
- の4項目を評価します。

総合評価方式の配点・評価項目（その2）

▶ 「企業の評価」

技術力評価（必須項目）

- 同種・類似工事の実績の有無
- 同種・類似工事の成績評定
- 直近の成績評定の最低点（前年度実績）

技術力評価（選択項目）

- 優良工事表彰の有無
- ISOのマネジメントシステム審査登録等の有無
- 舗装工施工体制

地域性・社会性評価（選択項目）

- 地域内拠点の有無
- 地域ボランティアの有無
- 重機保有の有無
- 消防団への加入状況又は消防団協力事業所表示制度

19

総合評価方式の配点・評価項目（その3）

▶ 「配置予定技術者の評価」

技術力評価（必須項目）

- 同種・類似工事の実績の有無
- 同種・類似工事の成績評定

技術力評価（選択項目）

- 継続学習制度（CPD）への取り組み
- 優良工事表彰の有無
- 配置予定技術者の資格

▶ 「簡易な施工計画の評価」

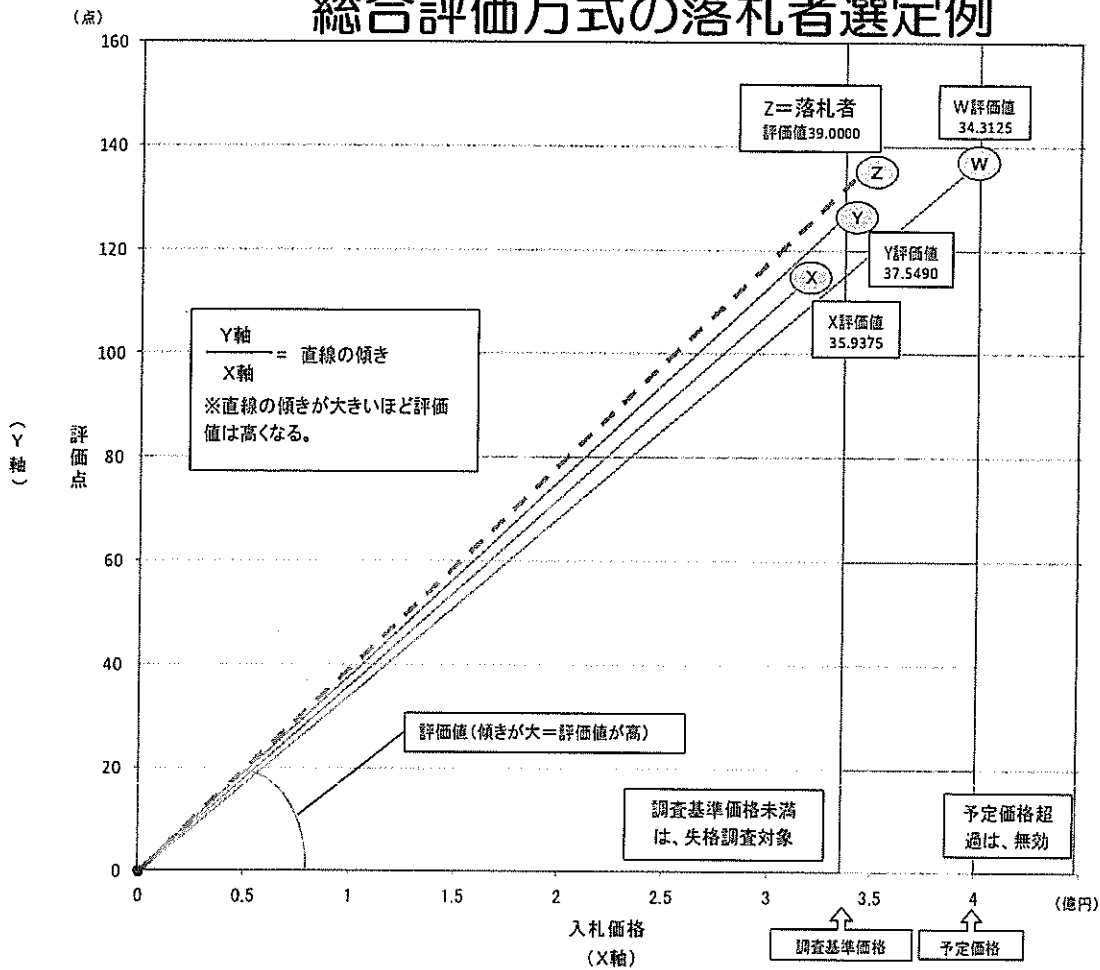
- 工程管理に関する所見
- 材料等の品質管理に関する所見
- 施工上の課題に関する所見
- 施工上配慮すべき事項に関する所見

▶ 「施工体制の評価」

- 品質確保の実効性
- 施工体制確保の確実性

20

総合評価方式の落札者選定例



21

	入札価格(億円)	評価点(最終)	評価値
W	4	137.25	34.3125
X	3.2	115	35.9375
Y	3.4	127.6666	37.5490
Z	3.5	136.5	39.0000
(z1)	(3.47435897)	(135.5)	(39.0000)
(z2)	(3.52564102)	(137.5)	(39.0000)

- 予定価格(税抜) = 4億円
- 調査基準価格 = 3.38億円
- 評価値 = 評価点(最終) ÷ 入札価格(億円)
 = (施工体制評価後の技術評価点 + 標準点 + 施工体制評価合計点) ÷ 入札価格(億円)
 (= Y軸 ÷ X軸 = 直線の傾き) ※直線の傾きが大きいかほど評価値は高くなる。

▶ Wは、評価点(最終)は137.25点と一番であるが、入札価格が4億円と高いため、評価値は下がる。

▶ Xは、入札価格が3.2億円で、調査基準価格を下回り、施工体制評価で減点となる結果、評価点(最終)が115点と低くなり、評価値は下がる。

▶ Yは、調査基準価格以上の入札の中では最低価格(3.4億円)の入札であるが、評価点(最終)が127.6666点と低く、評価値は下がる。

▶ Zは、評価点(最終)と入札価格はともに2番手であるが、評価値39.0000が一番高く、落札者となる。

22

総合評価方式実施件数について

	企業評価型	施工計画型	技術提案型	合計
H18		13件		13件
H19		85件	1件	86件
H20	69件	96件	1件	166件
H21	157件	61件		218件
H22	148件	22件	6件	176件
H23	167件	10件	3件	180件

総合評価方式の取組み

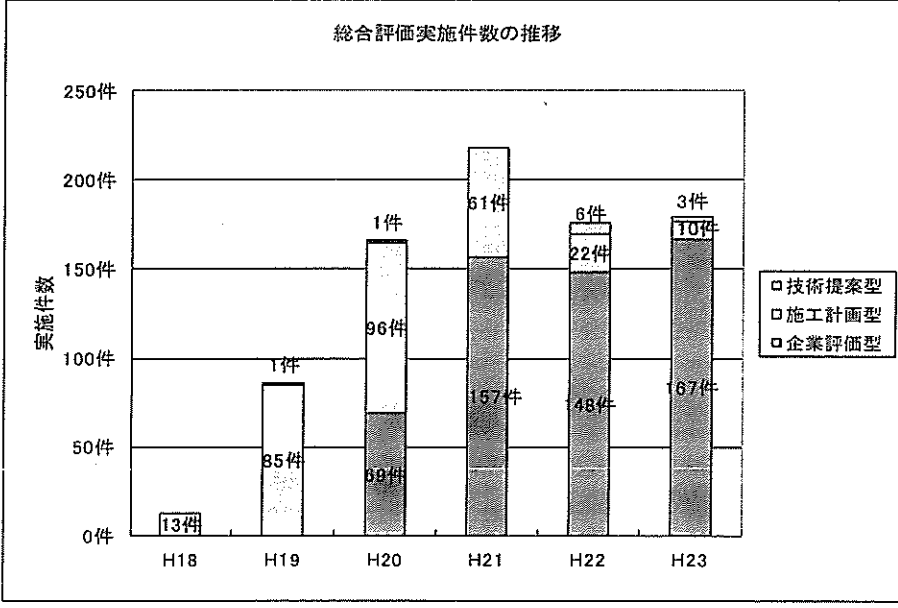
H18 ・試行導入

H19 ・本格導入(簡易型)
・7,500万円以上の工事に適用

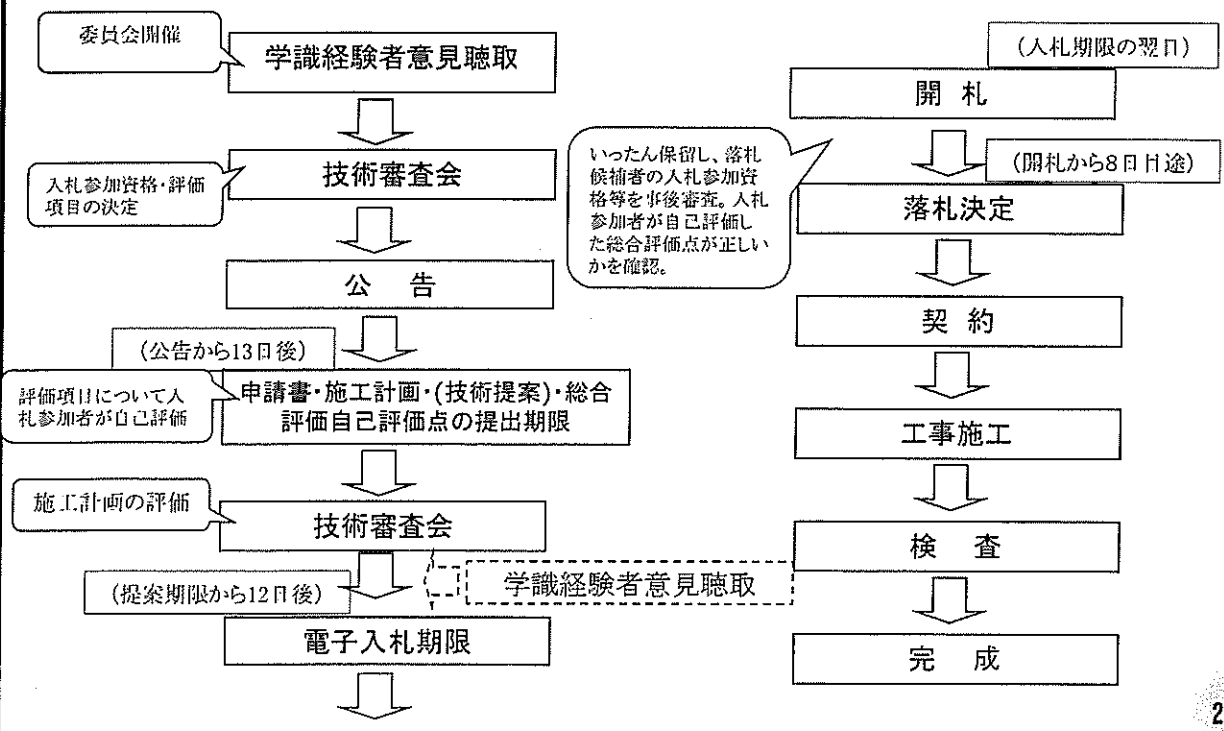
H20 ・適用を5,000万円以上の工事に拡大
・特別簡易型(7,500万円未満に適用)の導入
・総合評価方式に低入札価格調査制度を適用

H21 ・全型に施工体制評価を追加し、施工体制確認型とする。
・特別簡易型の適用を1億円未満まで拡大

H22 ・総合評価方式の名称変更
特別簡易型 → 企業評価型
簡易型 → 施工計画型
標準型 → 技術提案型
・企業評価型の適用を2億円未満まで拡大



総合評価落札方式フロー (施工計画型・電子入札)



※公告～落札決定まで標準34日

高知県の入札・契約制度の 取り組みの紹介

25

高知県の入札・契約制度の取り組み

公契連モデル
を参考に・・・

- 1 調査基準価格等の引き上げ(H20.10, H21.5, H23.5)**
 - ・調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲の引き上げ(予定価格の7/10～9/10)
 - ・調査基準価格及び失格基準の引き上げ
- 2 調査基準価格及び最低制限価格の事後公表の実施(H20.4)**
 - ・工事・委託業務の全案件が対象
- 3 予定価格事後公表の実施(H20.11～)**
 - ・対象を順次拡大
(H20.11:1億円以上、H21.4:7,500万円以上、H22.4:5,000万円以上)
- 4 低入札価格調査制度に失格基準を設定(H20.4)**
 - ・その後も適宜基準を見直し
(H21.4, H21.5, H23.5に基準の引き上げ)
- 5 総合評価方式の適用範囲の拡大**
 - ・H18:13件 ⇒ H21:221件、H22:176件
 - ・H20土木部で5,000万円以上で義務付け(1,000万円以上で適用可)
- 6 総合評価方式に施工体制評価を導入(H21.4)**
 - ・総合評価は、すべて「施工体制確認型総合評価方式」

26

高知県における予定価格等の公表についての経緯（平成10年度以降）

- ◆ 平成10年10月 予定価格の事後公表
- ◆ 平成11年10月 最低制限価格の事後公表
- 平成13年4月 最低制限価格の事前公表
- 平成14年4月 調査基準価格の事前公表
- 平成17年4月 予定価格の事前公表
- 平成20年4月 最低制限価格、調査基準価格の事後公表
- 平成20年11月 請負対象金額1億円以上の建設工事、2,000万円以上の委託業務について予定価格の事後公表を試行
- 平成21年4月 建設工事の予定価格の事後公表の範囲を7,500万円以上の工事に試行拡大
- 平成22年4月 建設工事の予定価格の事後公表の範囲を5,000万円以上の工事に試行拡大

27

「高知県入札・契約制度検討委員会」 （平成8年6月～平成11年3月 計13回）

1 多様な入札・契約方式の試行(H11. 4. 1～)

・入札時VE、契約後VE方式の試行

2 一般競争入札の対象額の引き下げ(H11.4. 1～)

・10億円→7億円以上に対象拡大
（公募型指名競争入札は7億円未満に）

3 低入札価格調査制度の導入(H10.4. 1～)

・H10. 4. 1から試行
・H11. 11から1億円以上の工事に導入

4 予定価格の事後公表(H10. 10. 1～)

・設計金額積算内訳の事後公表(H11. 4. 1～)

5 等級の公表(H11. 4. 1～)

・すべての入札参加資格業者のランクを公表

6 配置予定技術者届け出の拡大(H11.4. 1～)

・入札時の届け出対象金額を2,500万円以上に引き下げ
・技術者の専任性等の確認

7 「現場代理人・技術者届」の契約前提出(H11.4～)

・全工事対象
・技術者の専任性等の確認

28

「高知県入札・契約制度に関する検討委員会」
(平成16年1月～平成17年1月 計10回)

- 1 **格付け認定基準の見直し(H17.4.1～)**
 - ・技術力に優れ地域社会に貢献する企業を評価する評価点の設定
- 2 **発注方法及び指名基準の改正(H16.4.1～)**
 - ・工事の規模に応じて適切な入札方式の適用
(公募型指名競争入札の対象範囲の拡大 2,500万円以上1億円未満は指名競争と併用)
- 3 **低入札工事におけるプロセス管理の強化等(H16.4.1～)**
 - ・配置技術者の1名増員
 - ・瑕疵担保期間の延長及び瑕疵担保期間中の年1回の報告義務付け(H17.4.1～)
- 4 **変動制最低制限価格の試行(H17.4.1～)**
 - ・入札後に最低制限価格を決定
- 5 **予定価格の事前公表(H17.4.1～)**
 - ・透明性の確保
- 6 **技術者就業状況報告書の提出(H16.4.1～)**
 - ・技術者の適正な配置を確認するため、契約時に提出
 - ・1,000万円以上の土木一式工事(プレストレストコンクリートを除く。)を対象に試行
- 7 **低入札工事における下請業者保護の強化(H17.4.1～)**
 - ・出来高部分払制度の試行

平成24年度版発注標準表(土木一式工事)入札参加地域要件の運用

発注標準		平成24年度				
金額区分	ランク	入札方式	落札方式		入札契約部署	入札参加地域要件の運用
			価格	施工体制 確認型 総合評価方式		
19.4億円	A等級	一般競争入札 (WTO政府調達協定適用・19.4億円)	低入札価格 調査制度	適用 (高度技術提案型、技術提案型、施工計画型、企業評価型) 企業評価型の適用上限二億円まで	本庁	県下全体
1億円		一般競争入札				
7,500万円	B等級	指名競争入札が適用できる(一般競争入札又は指名競争入札の選択)	最低制限価格制度 又は総合評価の場合は低入札価格調査制度を活用	適用できる (施工計画型、企業評価型)	出先機関	一般競争: 土木事務所～ 所内事務所
5,000万円						C等級
2,500万円	D等級	指名競争入札	最低制限価格制度	指名競争: 工事施工箇所 を中心に8～10 者を選定		
1,000万円				D等級	指名競争入札	最低制限価格制度
500万円	D等級	指名競争入札	最低制限価格制度			

地域要件について

一般競争入札:土木一式工事A等級については、県下全体を標準とし、それ以外の等級は、土木部又は土木事務所の技術審査会で案件ごとに決定している。

指名競争入札:施工箇所を中心として参加業者8～10者を選定

●落札率の推移

(建設工事)

年度	建設工事	落札率 前年比	備考
9 ~ 12			※H9年11月設計金額の事前公表の試行 ※H10年10月予定価格の事後公表制度化 ※H11年 4月設計積算内訳の事後公表制度化 ※H11年10月最低制限価格、調査基準価格の事後公表の制度化 ※H11年11月設計金額の事前公表の制度化 ※H12年 8月最低制限価格の事前公表の試行
13	94.2		※最低制限価格の事前公表制度化
14	93.6	-0.6	※低入札価格制度における調査基準価格の事前公表制度化
15	94.7	1.1	
16	95.3	0.6	
17	94.1	-1.2	※予定価格の事前公表制度化
18	90.6	-3.5	※総合評価方式の試行 ※最低制限価格の事後公表の試行(9月~11月)
19	89.8	-0.8	※総合評価方式の本格運用(7500万円以上)
20	88.6	-1.2	※総合評価方式の拡大 (土木部は5000万円以上の工事、なお、1000万円からも適用可能) ※低入札価格制度における失格基準の新設 ※低入札価格制度における調査基準価格引き上げ(10月) ※低入札価格制度における調査基準価格の事後公表制度化 ※最低制限価格の事後公表の制度化 ※予定価格の事後公表の試行(1億円以上、11月~)
21	93.1	4.5	※予定価格、事後公表試行の拡大(7,500万円以上) ※低入札価格制度における失格基準の見直し ※低入札価格制度における調査基準価格引き上げ(5月) ※電子入札の試行開始(H23.2月~)
22	93.4	0.3	※予定価格、事後公表試行の拡大(5,000万円以上) ※電子入札の本格運用 (建設工事7500万円以上、建設コンサルタント業務500万円以上)
23	91.3	-2.1	※低入札価格制度における調査基準価格引き上げ(5月) ※電子入札の適用範囲の拡大 (建設工事、委託業務すべてを対象)

※ H13からH16は随意契約を除く。

総合評価方式について (参考)

39

総合評価方式の配点・評価項目（詳細①）

	評価項目	評価基準	H24		
			配点	企業評価型	施工計画型
企業 の 評価 ①	技術力評価(必須項目)				
	同種・類似工事の実績 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10	10	10
		施工実績 2件以上4件未満	5		
		施工実績 2件未満	0		
	同種・類似工事の成績評定 (平成19年度以降) ※高知県発注工事に限る。	成績評定の平均点 80点以上	15	15	15
		成績評定の平均点 75点以上80点未満	10		
		成績評定の平均点 70点以上75点未満	5		
		成績評定の平均点 70点未満	0		
	直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定 65点未満 無	0	0	0
		成績評定 65点未満 有	-5		

40

総合評価方式の配点・評価項目（詳細②）

	評価項目	評価基準	H24		
			配点	企業評価型	施工計画型
企業の評価②	技術力評価(選択項目)				
	優良工事表彰の有無 (平成17年度以降)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受	10	10	10
		高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5		
		他機関表彰 受賞	5		
		表彰 無	0		
	ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5	5	5
		IOS9000シリーズ又はISO14000シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5		
		ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0		
	舗装工施工体制 (AS舗装工事に適用)	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装	10	10	10
		ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は、当該工事のAS	5		
ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を		0			

41

総合評価方式の配点・評価項目（詳細③）

	評価項目	評価基準	H24		
			配点	企業評価型	施工計画型
企業の評価③	地域性・社会性評価(選択項目)				
	地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に本社(本店) 有	15	15	15
		当該工事と同一市町村内に営業所 有	10		
		当該工事と同一市町村内に本店・営業所 無	0		
	地域ボランティアの有無 (前年度実績)	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当	10	10	10
		15点以上20点未満相当	8		
		10点以上15点未満相当	6		
		5点以上10点未満相当	4		
		1点以上5点未満相当	2		
		ボランティア活動 無	0		
		重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 有		
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	0			
	消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (前年度実績)	加入又は認定 有	10	10	10
		加入又は認定 無	0		

42

総合評価方式の配点・評価項目（詳細④）

	評価項目	評価基準	H24		
			配点	企業評価型	施工計画型
配置予定技術者の評価	技術力評価(必須項目)				
	同種・類似工事の実績 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10	10	10
		施工実績 2件以上4件未満	5		
		施工実績 2件未満	0		
	同種・類似工事の成績評定 (平成19年度以降) ※高知県発注工事に限る。	成績評定の平均点 80点以上	15	15	15
		成績評定の平均点 75点以上80点未満	10		
		成績評定の平均点 70点以上75点未満	5		
		成績評定の平均点 70点未満	0		
	技術力評価(選択項目)				
	優良工事表彰の有無 (平成17年度以降)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10	10	10
		高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5		
		他機関表彰 受賞	5		
		表彰 無	0		
	継続学習制度(CPD)への取り組み (社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体	推奨単位の5/10以上	10	10	10
		推奨単位の3/10以上5/10未満	7.5		
推奨単位の1/10以上3/10未満		5			
推奨単位の1/10未満		0			
配置予定技術者の資格	1級国家資格 有	10	10	10	
	上記以外	0			
小計			55	55	
加算点			5	6	

総合評価方式の配点・評価項目（詳細⑤）

	評価項目	評価基準	H24		
			配点	企業評価型	施工計画型
簡易な施工計画	工程管理に関する所見	各工程の工期、手順が適切で、優れた工夫がある	10	—	10
		各工程の工期、手順が適切で、工夫がある	5		
		各工程の工期、手順が適切である	0		
	材料等の品質管理に関する所見	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、優れた工夫がある	10	—	10
		(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、工夫がある	5		
		(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などが適切である	0		
	施工上の課題に関する所見	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、優れた工夫がある	10	—	10
		(発注者の指定した)施工上の課題に対して、工夫がある	5		
		(発注者の指定した)施工上の課題に対して、適切である	0		
	施工上配慮すべき事項に関する所見	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、優れた工夫がある	10	—	10
		配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、工夫がある	5		
		配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ適切である	0		
	小計			—	40
	加算点			—	8

施工体制確認型について

施工体制確認型は、総合評価方式全てにおいて適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。

(施工体制評価点の満点; 施工計画型=20点、企業評価型=10点)

施工体制確認型(H21.4～導入)

評価の視点	評価項目	施工体制評価	備考
品質確保の実効性	◎	10(5)	良(10点(5点))、可(4点(2点))、不可(0点(0点))の3段階で評価する。
施工体制確保の確実性	◎	10(5)	
合計		20(10)	※()内は企業評価型

※ 低価格入札を行った者から提出された資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずるものとする。

施工体制評価後の技術評価点 = 技術評価点(仮) × (施工体制評価合計点 ÷ 施工体制評価点の満点)

評価点(最終) = 施工体制評価後の技術評価点 + 標準点 + 施工体制評価合計点

施工体制評価について

○低入札者の積算内容をチェックする。

減点指数の合計が0のもの・・・「良」
 減点指数の合計が6未満のもの・・・「可」
 減点指数の合計が6以上のもの・・・「不可」

総合評価施工体制評価点

「良」……10点(5点)
 「可」……4点(2点)
 「不可」……0点(0点)

品質確保の実効性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの(見積書が不足する場合を含む。)又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未済の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの(1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。)	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの(1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。)	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

施工体制確保の確実性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの(記載内容が不明瞭な場合を含む。)	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの(下請等見積書の場合は除く。)	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が、書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

(参 考)

高知県の入札・契約制度の改善等 (10年度以降)

- 平成10年4月
- ・指名基準の改正及び公表
 - ・建設業者のランク (A、B) の公表
 - ・資材単価・労務単価の公表
 - ・経常建設共同企業体制度の導入
 - ・合併企業に対する支援措置の導入
 - ・低入札価格調査制度の試行
- 平成10年9月
- ・前払金 (工事) を4割化 (上限額撤廃)
- 平成10年10月
- ・予定価格の事後公表
- 平成11年4月
- ・設計金額積算内訳の事後公表を開始
 - ・全ての入札参加資格業者のランクを公表
 - ・一般競争入札の対象金額を引き下げ (7億円以上に)
 - ・公募型指名競争入札の対象金額を引き下げ (7億円未満に)
 - ・入札時の配置予定技術者届出対象金額を引き下げ (2,500万円以上に)
 - ・「現場代理人・技術者届」の契約前提出 (全工事対象)
- 平成11年6月
- ・中間前金払制度の導入
- 平成11年7月
- ・異業種JVの試行を開始
- 平成11年10月
- ・最低制限価格の事後公表を開始
- 平成11年11月
- ・低入札価格調査制度の導入 (1億円以上の工事)
 - ・工事に係る設計金額の事前公表
 - ・公募型指名競争入札の対象金額引き下げによる試行を開始
(2億円以上の工事)
- 平成11年12月
- ・契約後VEの試行
- 平成12年1月
- ・工事成績の本人通知を開始
 - ・優良工事 (80点以上) の掲示等

-
-
- 平成 12 年 4 月 ・ 工事成績の指名への反映（優先指名）
・ 建築設計業務委託書の制定
- 平成 12 年 5 月 ・ 経常 J V の共同施工の設定
- 平成 12 年 8 月 ・ 最低制限価格の事前公表の試行を開始
・ 委託業務の公募型プロポーザル方式の試行
- 平成 12 年 12 月 ・ 委託業務の公募型指名競争入札の試行
- 平成 13 年 4 月 ・ 公募型指名競争入札対象金額の引き下げ（制度化）（2 億円以上 7 億円未満の工事を対象）
・ 公募型指名競争入札の対象金額の引き下げによる試行開始（1 億円以上の工事を対象）
・ 土木設計等業務委託契約書の制定
・ 公共工事発注見通しの公表
・ 入札参加資格者の総合評点・格付・総合点数公表
・ 設計等の委託業務の設計金額の事前公表
・ 最低制限価格の事前公表（制度化）
・ 一般競争・公募型指名競争の申請結果等の公表
・ 指名競争入札における指名理由の公表
・ 低入札価格調査制度における調査概要の公表
・ 随意契約の理由の公表
・ 契約内容の公表
・ 指名停止情報の公表
・ 工事成績の指名への反映（指名回避）
・ 経常 J V 制度の改正（有効期間 2 年、完工高の要件追加、専任技術者配置）
- 平成 14 年 4 月 ・ 低入札価格調査制度適用工事に係る調査基準価格の事前公表
・ 低入札価格調査制度での調査の結果、失格となった業者に対する指名停止措置の実施
・ 経常 J V 協定書の改正
・ 経常 J V 協定書（甲型）の改正
- 平成 15 年 4 月 ・ 業者格付基準（土木一式工事）の変更
-
-

- ・発注標準額の改正
 - ・指名基準の改正
 - ・特定JV方式の拡大（2億円以上の工事）
 - ・経常JV制度の廃止
 - ・公募型指名競争入札対象金額の引き上げ（制度化）（1億円以上の工事）
- 平成15年8月
- ・低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事に対する契約の保証の引き上げ及び前金払の引き下げ
- 平成16年2月
- ・建設工事請負契約書（標準書式）等の一部改正（入札談合等に対する契約の解除条項及び賠償の予約条項の追加）
- 平成16年4月
- ・指名基準の改正
 - ・公募型指名競争入札の対象範囲の拡大（試行）（2,500万円以上1億円未満、指名競争入札との併用）
 - ・低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事における主任技術者又は監理技術者の1名増員
 - ・契約時における技術者就業状況報告書の提出（試行）（1,000万円以上の土木一式工事（プレストレストコンクリートを除く。））
 - ・委託業務成績の本人通知を開始
 - ・高知県建設工事共同企業体取扱要領の改正
- 平成17年4月
- ・業者格付基準（土木一式工事）の変更
 - ・発注標準額の改正（電気工事、管工事）
 - ・指名基準の改正
 - ・予定価格の事前公表（競争入札を行う建設工事及び委託業務）
 - ・低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事におけるかし担保期間の延長及びかし担保期間中の年1回の報告を義務付け
 - ・出来高部分払制度の試行（対象工事：低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事）
 - ・最低制限価格制度における変動制最低制限価格の試行
- 平成17年6月
- ・建設工事指名競争入札における入札の参加希望地域の登録（土木一式工事のみ）

-
- 平成 18 年 4 月
- ・総合評価落札方式の試行
 - ・発注標準額の変更（土木一式工事におけるAランクの見直し並びに土木一式工事及び建築一式工事以外の業種の発注区分を1つとし、ランク分けをA・B2ランクに）
 - ・公募型指名競争入札の対象範囲の拡大（試行）（5,000万円以上の工事）
- 低入札価格調査制度の改正（実態調査要領に基づく調査の実施、出来高部分払い方式の見直し）
- ・建設工事指名競争入札における入札の参加希望地域の登録（舗装、港湾、漁港、特殊工事を除く全てに拡大）
- 平成 18 年 9 月
- ・最低制限価格事後公表の試行（同年11月まで）
- 平成 19 年 4 月
- ・一般競争入札の拡大（5,000万円以上の工事及び建設工事に関する委託業務）及び公募型指名競争入札の廃止
 - ・出来高部分払制度の制度化（対象工事：低入札調査基準価格を下回って契約締結する建設工事）
 - ・総合評価方式の制度化（土木部は7,500万円以上の工事において実施）
- 平成 20 年 4 月
- ・総合評価方式の拡大（土木部は5,000万円以上の工事又は1,000万円以上5,000万円未満の工事であって総合評価方式によるものが適当である工事）
 - ・施工計画を求めない「特別簡易型総合評価方式」の導入。
 - ・総合評価方式一般競争入札への低入札価格調査制度の適用
 - ・低入札価格調査制度に失格規準を新設
（直接工事費×75%、通仮設×70%、現場管理費×60%、一般管理費×30%のいずれかを下回った場合に失格。）
 - ・最低制限価格及び調査基準価格の事後公表
 - ・建設コンサルタントの設計等委託業務の入札に最低制限価格を導入
- 平成 20 年 8 月
- ・公共工事に関する委託業務を明確化（「高知県公共工事等契約指針」の制定）
- 平成 20 年 10 月
- ・建設工事の最低制限価格及び調査基準価格の上限の引き上げ
（予定価格の2/3～8.5/10までの間）
 - ・低入札価格調査制度における調査基準価格の見直し
（直接工事費×95%＋共通仮設×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%）

- 平成 20 年 11 月 ・ 予定価格事後公表の試行
 (1 億円以上の工事又は 2,000 万円以上の委託業務)
 ・ 建設コンサルタントの設計等委託業務の最低制限価格の見直し
 (予定価格の 6/10 から 8.5/10 までの間)
- 平成 21 年 4 月 ・ 予定価格事後公表の試行の拡大 (7500 万円以上の建設工事)
 ・ 特別簡易型総合評価方式の拡大 (1 億円未満の建設工事)
 ・ 低入札価格調査制度における失格基準の見直し
 (直接工事費×85% ← 75% 共通仮設費×80% ← 70%)
- 平成 21 年 5 月 ・ 建設工事の最低制限価格及び調査基準価格の引き上げ
 (予定価格の 7/10~9/10 までの間)
 ・ 低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格基準の引き上げ
 (調査基準価格 現場管理費×70% ← 現場管理費×60%)
 (失格基準 現場管理費×70% ← 現場管理費×60%)
- 平成 22 年 2 月 ・ 電子入札の試行開始 (建設管理課入札案件を対象)
- 平成 22 年 4 月 ・ 電子入札の本格運用開始 (建設工事 7500 万円以上、建設コンサルタント業
 務 500 万円以上、その他業務 1000 万円以上を対象)
 ・ 予定価格事後公表の試行の拡大 (5000 万円以上の建設工事)
 ・ 異業種 J V 方式適用範囲の拡大 (5000 万円以上の災害復旧工事まで拡大)
 ・ 道路維持委託業務への最低制限価格の導入
 ・ 変更時の請書活用を廃止し、変更契約書に変更
 ・ 総合評価方式の名称変更
 (1) 特別簡易型⇒企業評価型 (適用の上限についても 1 億円から 2 億円
 未満まで拡大)
 (2) 簡易型⇒施工計画型
 (3) 標準型⇒技術提案型
- 平成 22 年 10 月 ・ 電子入札の適用範囲の拡大 (建設工事 2500 万円以上、建設コンサルタント
 業務すべて、その他業務 500 万円以上を対象)
- 平成 23 年 4 月 ・ 電子入札の適用範囲の拡大 (建設工事 500 万円以上、委託業務すべてを対象)
- 平成 23 年 5 月 ・ 低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格基準の引き上げ
 (調査基準価格 現場管理費×80% ← 現場管理費×70%)
 (失格基準 現場管理費×80% ← 現場管理費×70%)

A;技術評価点(仮) = 企業評価点 + 配置予定技術者評価点 + 施工計画評価点(施工計画型のみ)
 B;施工体制評価後の技術評価点 = 技術評価点(仮)(A) × (施工体制評価点(D) ÷ 施工体制評価の満点)
 C;標準点(100点)
 D;施工体制評価合計点 = (品質確保の実効性) + (施工体制確保の確実性)
 E;評価点(最終) = 施工体制評価後の技術評価点(B) + 標準点(C) + 施工体制評価合計点(D)
 G;評価値 = 評価点(最終)(E) ÷ 入札価格(F) ⇒ 評価値(G)の最も高い者が落札者

総合評価方式評価結果一覧表(施工計画型)

工事名(工事番号):
 入札場所:
 入札担当者:
 立会名:
 入札日時:
 予定価格(税抜): 400,000,000
 調査基準価格(税抜): 338,000,000
 基準評価値: 25,0000

基準評価値 = [標準点(100点) / 予定価格(税抜)] (単位: 億円)

H21. 4より導入

No.	企業名	企業評価										配置予定技術者評価					施工計画評価					A	B	C	施工体制評価			E	F	G	落札業者						
		企業評価										技術者評価					施工計画評価					技術評価点(仮)	施工技術体制評価後の点	標準点	施工体制評価			評価点(最終)	入札価格(億円単位)	評価値							
		同種・類似工事の実績の有無	同種・類似工事の成績の最低点	直近の成績の最低点	優良工事表彰の有無	ISO登録の有無	舗装工事体制	地域内拠点の有無	地域ボランティアの有無	重機保有の有無	消防団への加入状況	換算後点数	同種・類似工事の実績の有無	同種・類似工事の成績の最低点	優良工事表彰の有無	継続学習制度(CPD)への取り組み	配置予定技術者の資格	換算後点数	工程管理に関する所見	品質管理に関する所見	施工上の課題に関する所見				施工上配慮すべき事項	換算後点数	品質確保の実効性					施工体制確保の確実性	施工体制評価合計点	入札価格	評価値		
		10	15	0	10	-	-	15	10	10	10	80	6,0000	10	15	10	10	-	45	6,0000	-	-	10	-	10	8,0000	20,0000	A×D/20	100,0000	10,0000	10,0000	20,0000	B+C+D	140,0000			

例

1	W	10	15	0	10	-	-	15	10	10	0	70.0	5.2500	5	15	5	5	-	30.0	4.0000	-	-	10	-	10.0	8.0000	17.2500	17.2500	100.0000	10.0000	10.0000	20.0000	137.2500	400,000,000	4,000,000,000	34.3125	
2	X	10	5	0	0	-	-	15	10	10	10	60.0	4.5000	10	10	7.5	10	-	37.5	5.0000	-	-	10	-	10.0	8.0000	17.5000	7.0000	100.0000	4.0000	4.0000	8.0000	115.0000	320,000,000	3,200,000,000	35.9375	低入札
3	Y	10	5	0	5	-	-	0	10	10	0	40.0	3.0000	0	0	0	5	-	5.0	0.6666	-	-	5	-	5.0	4.0000	7.6666	7.6666	100.0000	10.0000	10.0000	20.0000	127.6666	340,000,000	3,400,000,000	37.5490	
4	Z	10	15	0	5	-	-	10	10	10	0	60.0	4.5000	5	15	5	5	-	30.0	4.0000	-	-	10	-	10.0	8.0000	16.5000	16.5000	100.0000	10.0000	10.0000	20.0000	136.5000	350,000,000	3,500,000,000	39.0000	落札者

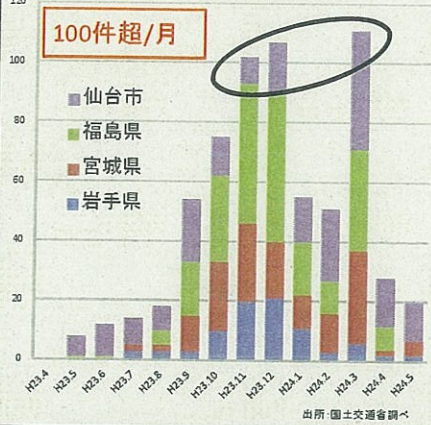
「品質確保の適正」及び「施工体制の適正」の評価
 1) 調査基準価格以上の者 & 低入札調査の結果、「良」の評価の者 = 10点
 2) 低入札調査の結果、「可」の評価の者 = 4点
 3) 低入札調査の結果、「不可」の評価の者 = 0点

建設産業の再生と発展のための方策2012

H24.7.10 国土交通省
建設産業戦略会議取りまとめ

～「方策2011」を実現し、東日本大震災を乗り越えて未来を拓く～

○被災地では
入札不調が多数発生

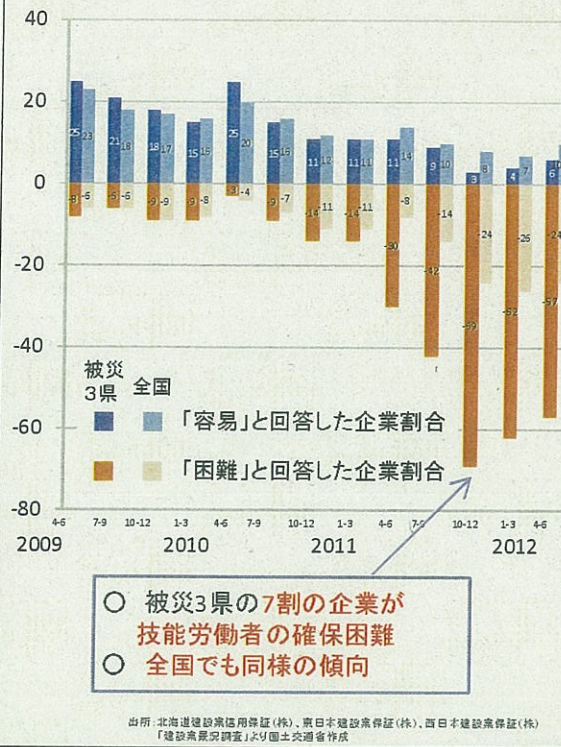


○被災地では
復旧・復興工事が今後本格化

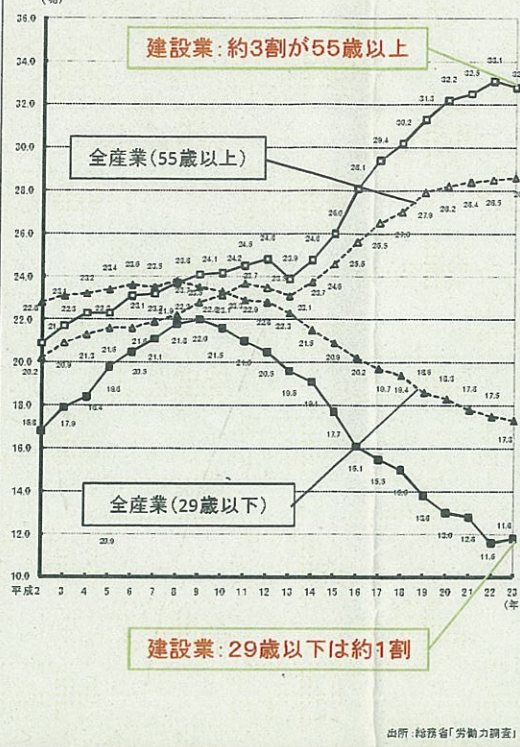
公共工事 (被災3県)	H23 2月	H24 2月	増減
金額	188 億円	721 億円	3.8 倍
件数	694 件	1517 件	2.2 倍

出所：北海道建設業協会(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事数量統計」

○被災地では技能労働者の確保が困難に



○就業者は高齢化・若年層が減少



○建設投資の減少に伴い受注競争が激化

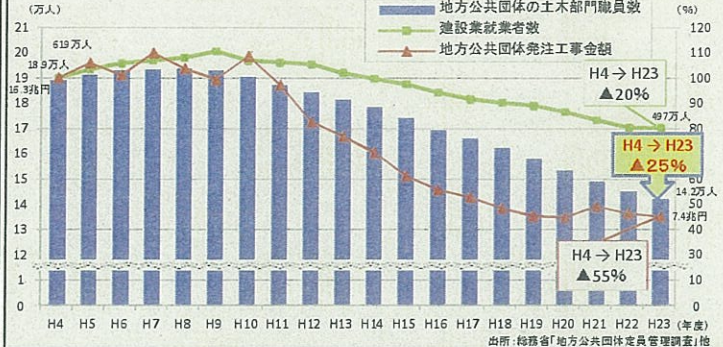
	H4年度	H23年度	増減率
建設投資	84兆円 (ピーク時)	42兆円	▲50%
特定建設業者 (大規模工事の元請)	38315業者	43753業者	+14%
就業者 (営業職)	27万人	31万人	+15%
就業者 (技能労働者)	408万人	316万人	▲23%
入職者 (新卒学卒) (高卒)	3.4万人	1.4万人	▲60%
入職者 (新卒学卒) (大卒・院卒等)	2.9万人	1.8万人	▲37%

○工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減

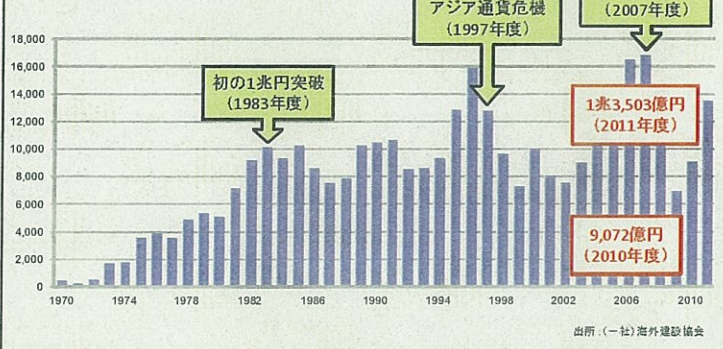
○少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)

出所：国土交通省調べ、総務省「労働力調査」、文部科学省「学校基本調査」

○地方公共団体の土木部門の職員数は減少



○海外の受注実績



国土づくり・地域づくりの担い手として建設産業に期待される姿

将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築

建設産業に求められる多様なニーズ・役割への対応

将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題

現場の施工力の再生
(技術者や技能労働者の確保・育成)

公正な契約・取引関係の構築
(重層下請構造の是正)

多様な事業領域・契約形態への展開
(技術力・事業企画力の発揮)

当面講ずべき対策

東日本大震災への 対応を次に活かす

- 状況に応じた施工確保対策の追加・拡充
- 東日本大震災の特例措置の検証
 - ・復興JV制度、被災地外からの労働者確保、資材調達に伴う措置
 - ・CM方式を活用した復興まちづくり
 - ・直近の実態を反映した公共工事設計労務単価、資材価格等の設定等
- 同様の災害への対応としての制度化
- 恒久的な措置としての一般化を検討

公共工事の入札契約制度の改革等

- 適正な競争環境の整備
 - ・公共調達の基本理念の明確化(個々の工事品質に加え、地域社会の担い手確保を発注者責務に)
 - ・人を大切にする施工力のある企業が適正に評価される環境の整備(公正な下請契約や、技能労働者の雇用・育成を評価)
 - ・専門工事業者等の新たな評価の仕組みの導入
 - ・地域維持事業の適正な評価
 - ・適正な価格による契約の推進(ダンピング対策等)
 - ・下請契約における支払の透明性の確保
- プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援
 - ・新たな事業ニーズに対応した契約方式(現行建設生産システム等を踏まえた日本型CM方式等)
 - ・予定価格の算定など調達に関する課題への対応
 - ・単価・数量精算契約等の活用

総合的な担い手の確保・育成支援

- 技能労働者の処遇の改善
 - ・社会保険等未加入対策の更なる徹底
 - ・技能に見合った処遇が受けられ、多様なキャリアパスが実現される就労環境づくり(技能労働者の資格や工事経験データのIT管理による技能評価の推進)
 - ・更新期を迎える登録基幹技能者制度の更なる普及
 - ・公共工事設計労務単価の公表に際し、建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額を参考公表
 - ・建設業の魅力を若者に伝える現場実習等の積極的展開
- 技術者の育成支援
 - ・技術者データベースの実現と活用
 - ・監理技術者になり得る新たなキャリアパスの検討
- 建設産業への就業促進のための戦略的広報

海外展開支援策の強化

- 他業界との連携強化を含む官民一体の体制づくり
- 専門工事業者を含む地方・中小建設企業の海外展開を促進するための施策の拡充
- 建設業の海外展開に関する目標を年間2兆円以上に設定

時代のニーズに対応した 施工技術と品質確保

- 維持更新時代、低炭素・循環型社会に対応する業種区分の点検と見直し
- 技術者資格制度の点検
- リフォームを中心とする軽微な工事の適正な契約及び施工の確保
 - ・リフォーム工事に係るマニュアルの策定、指導監督の強化等
 - ・軽微な工事の取扱いの検討

3 国における建設産業の再生と発展のための方策

4 東日本大震災における建設業の体験と教訓

【東日本大震災における建設業の体験と教訓】

※出典：東日本建設業保証(株)「東日本大震災現地レポート」

○建設企業、建設業協会としての準備

ア 通信手段の確保

大規模な停電により、電話、FAX、メール、インターネットなどの通信手段が長期間遮断され、社員の安否確認、発注者などとの連絡が非常に困難だった。

電話やメールが遮断された状況での安否確認方法を取り決めておくことや、衛星電話・無線機器などの導入が望まれる。

イ 燃料の確保

ガソリン、軽油などの燃料が不足した。重機の燃料は発注者から支給されるケースが多かったが、復旧作業に従事する社員の燃料などは不足した。そのため、普段から懇意にしているガソリンスタンドなどから優先的に支給を受けた企業が多い。

災害時に優先的に支給を受けられるよう、普段から信頼される企業であることや、ガソリンスタンドと災害協定を締結しておくことなどが望まれる。

ウ 資機材、食料の備蓄

道路網が寸断され、資機材や食糧が不足した。一定量の備蓄をしておくことが望まれる。

エ 重機の確保

重機も、燃料の確保と同様、リース会社と災害協定を締結しておくことなどが望まれる。

オ 現金の保管、非常時持ち出しリストの作成

金融機関が被災し、預金が10万円までしか引き出せない時期があったことから、ある程度の現金を保管しておくこと、また、非常時持ち出しリストを作成しておくことが望まれる。

カ データや書類の保管

津波によって、積算データなどの重要なデータや、請負契約書などの書類が流出した事例が数多くあった。クラウドなどを活用したデータのバックアップ方法や、重要書類の保管方法についての検討が望まれる。

キ 災害対応マニュアルの整備と継続的な訓練の実施

災害時に社員がどのように行動すべきか、明確に定めていない企業もあった。

災害対応マニュアルを整備すること、BCPを導入すること、全社員に防災手帳の携行を義務付けること、安否確認方法や緊急時の集合場所を周知すること、日頃から災害に対する意識を高め、訓練を継続して行うことが望まれる。



東日本大震災教訓集

「広域大災害に備えて」

～国民の安全・安心の確保に向けて準備すべき29の要点～

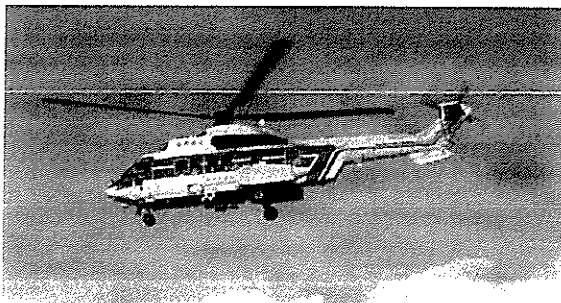
平成24年5月
東北圏広域地方計画協議会

1. 発災・初動対応期 ①発災直後の情報収集

【教訓】大規模災害時は、早期に広範な被災状況を正確に把握することが、その後の体制を構築する上で重要

教訓が得られた背景

- 東北地方整備局では発災37分後、仙台空港から防災ヘリ「みちのく号」を離陸させ、ライブ映像を災害対策室へ配信した。その間に、仙台空港の滑走路が水没して使用不可能となった。
- 通常、防災ヘリ「みちのく号」は情報収集要員（整備局職員）を搭乗させ離陸するが、一刻も早い情報収集のため、地震直後に飛行命令を発令し、クルーのみで離陸させた。結果として、津波の襲来から機体の水没を免れ、有用な情報を収集することが可能となった。
- 東北太平洋沖に設置したGPS波浪計が地震発生直後に急激な水位上昇を観測したことで、津波観測に大きな役割を果たした。その後、データ伝達経路が断絶し通信が不可能となった。



出典：国土交通省東北地方整備局

▲東北地方整備局の防災ヘリ「みちのく号」



水没した仙台空港(3月11日 16:00頃)

【国土交通省における対応方針 ～3/11夜～】

- 太平洋沿岸に大被害発生を想定
- 最悪を想定して準備

①情報収集

(防災ヘリ4機体制、太平洋沿岸部の情報)

②救援・輸送ルート

(道路啓開、航路啓開、業者・機材確保)

③県・市町村の応援

(前例にとらわれない支援、救援物資調達)



福島第一原発(3月11日 16:57頃)

出典：国土交通省東北地方整備局

▲「みちのく号」がとらえたライブ映像

教訓の活かし方

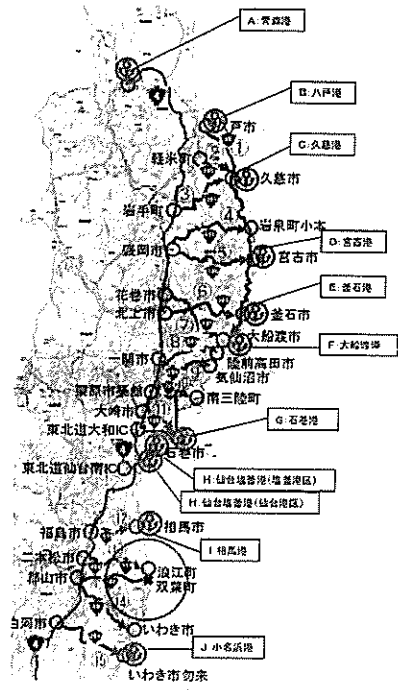
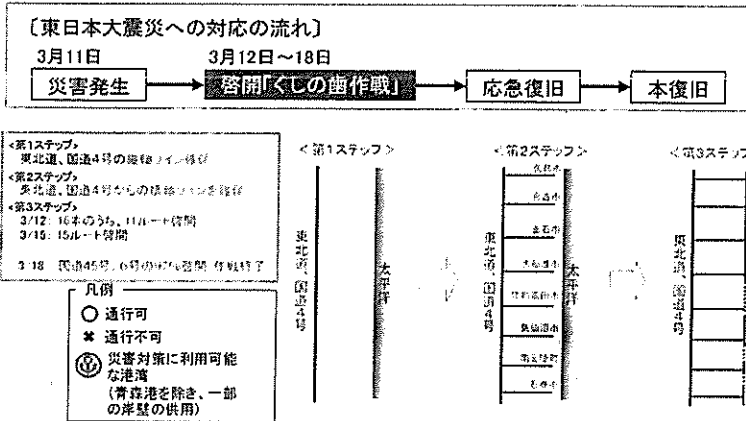
- 大規模災害時における、最悪の事態を想定したうえでの資機材を最大限活用した広範な被災状況の把握
- 様々な防災運用マニュアルの理解に基づく冷静な判断による対応
- 様々な防災運用マニュアルの徹底した理解と、状況に応じた対応
- 想定される津波を考慮したヘリポートの選定

1. 発災・初動対応期 ② 広域交通基盤の啓開

【教訓】 大規模災害時には、人命救助・物資輸送のためのルート確保等に向けた 人材・機材の結集が必要

教訓が得られた背景

- 津波で甚大な被害が生じた沿岸部を救援するため、内陸部の東北道や国道4号から東方向の「くしの歯作戦」による道路啓開*が実施され、数日のうちに被災地へのアクセスを確保することができた。啓開とは：ひらくこと。水路、陸路の障害物、危険物などを取り除いて進行できるようにすること。
- これを可能にしたのは、入手した断片的な情報を基に最悪の事態を想定し、災害協定に基づいて、地元建設業者等による機材及び人員を結集できたことによる。



▲「くしの歯」作戦による道路啓開・復旧



▲道路啓開状況(岩手県陸前高田市内)

出典：国土交通省東北地方整備局



▲道路啓開状況(岩手県宮古市田老地区)

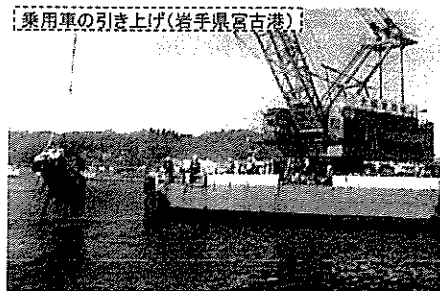
出典：国土交通省東北地方整備局

1. 発災・初動対応期 ② 広域交通基盤の啓開

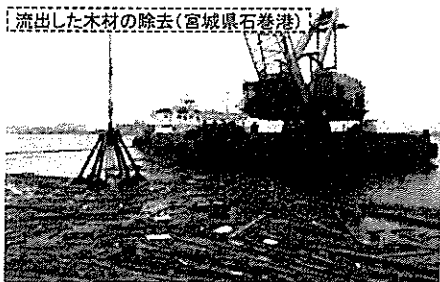
- 津波で浸水した仙台空港を再生させるため排水ポンプ車を集中投入し、4月13日に空港を復旧・再開することができた。
- 岸壁の被災や家屋や自動車などの多くの障害物が漂流・沈没したことにより、船舶による支援物資の輸送が困難になったことから、迅速な航路啓開を行い、3月23日までに、太平洋沿岸10港全てで支援物資の受け入れを可能にした。



▲仙台空港周辺の排水状況



3/23までに、太平洋側の10港全てで、航路啓開及び一部の係留施設の復旧により、緊急支援物資の受け入れが可能となった。



▲港湾における航路啓開状況

▲航路復旧後の入港状況

教訓の活かし方

- 緊急時の対応に備えた平時からの地元の建設業者等との連携
- 道路等の啓開に関するマニュアル作成、港湾BCP(事業継続計画)の作成
- 防災訓練の充実

1. 発災・初動対応期 ④初動対応期の自治体支援(災害直後の通信確保)

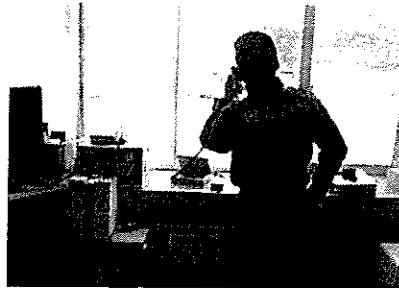
【教訓】大規模災害時に通信が途絶した自治体においては、衛星携帯電話や専用回線(無線)が有効

教訓が得られた背景

- 東日本大震災では被災範囲が広く、電話回線や携帯電話の基地局の被災など、情報通信基盤は大きな影響を受けた。
- 通信設備の障害原因としては、設備の損壊・水没・破損のほか、携帯電話については電源喪失によるものが大きかった。
- 国土交通省では情報共有システム(災害対策室、TV会議)を活用し、本省・東北地方整備局・出先の事務所が一体となった災害対策を行い、通信機能が麻痺した被災自治体の支援が迅速に行われた。
- 国土交通省の全ての地方整備局等の応援により、衛星携帯電話、Ku-SAT(小型衛星画像伝送装置)等を通信が途絶した自治体に配備し、復旧活動を支援した。
- 総務省では、簡易無線や衛星携帯電話等約3,000台を被災自治体に貸し出し、通信機能が麻痺している被災地での復旧活動を支援した。



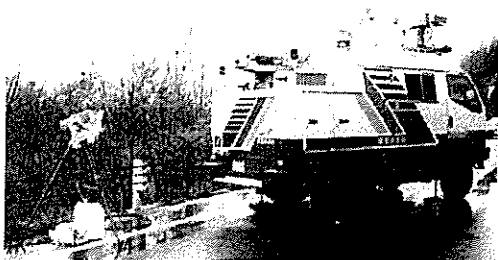
出典: 瀬戸内順「東日本大震災における情報通信分野の主な取組～被害の状況・応急復旧措置の概要と今後の課題～」(参議院事務局企画調整室「立法と調査 2011.6 No.317」)
▲津波により被害を受けた通信設備 (NTT女川ビル)



▲衛星電話による通信手段の確保 (岩手県田野畑村)



出典: 国土交通省 東北地方整備局



▲衛星通信車



▲Ku-SAT (小型衛星画像伝送装置)

3/14までに16自治体と通信機器(衛星携帯電話、Ku-SATなど)によるホットラインを設立。

教訓の活かし方

- 大規模震災に対応できる連絡体制(広域的な連絡網、現場レベルも含めた連絡体制)の構築
- 電力事業者も含めた停電対策の強化(携帯電話基地局などの増設と耐震化)
- 復旧の迅速化に資する携帯電話の大ゾーン基地局などの更なる構築
- 孤立集落等の通信確保に資する衛星携帯電話の配備の推進
- 自治体における衛星通信機器の配備、非常電源等の確保

2. 応急復旧・被災地応急対応期 ① 広域交通基盤の緊急復旧

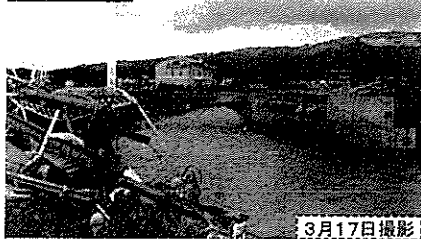
【教訓】 応急復旧に備えた資機材の確保や速やかな工事契約による迅速な応急復旧の実施が重要

教訓が得られた背景

- ・震災1ヶ月後の4月10日に道路の応急復旧が終了し、国道45号（迂回路利用区間を含む）、6号（原発規制区間以外）の通行を確保した。
- ・大規模に被災した河川・海岸堤防等36箇所の緊急復旧を行い、救援活動等に資する道路兼用堤防5箇所に関しては3月31日までに全て交通機能を確保、9月1日には全箇所が完了した。
- ・応急組立橋の設置等による速やかな復旧や応急復旧のための速やかな工事契約が行われたことにより、迅速な復旧が行われた。

< 国道45号 岩手県陸前高田市 川原川橋（橋長L=29m）>

被災状況



復旧状況



起点側橋台背面の盛土が全て流出した箇所（流出道路延長L=11m）をまたぐ応急組立橋を架橋し、3月25日に国道340号と連結する交通路確保、4月6日2車線確保。

< 国道45号 宮城県気仙沼市 二十一浜橋（橋長L=17m）>

被災状況



復旧状況

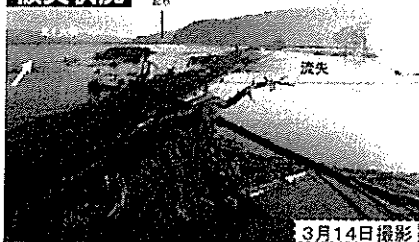


橋台両側の背面盛土が流出した箇所（流出道路延長 仙台側L=約30m、陸前高田市側L=約20m）をまたぐ応急組立橋を架橋し、4月4日交通路を確保。

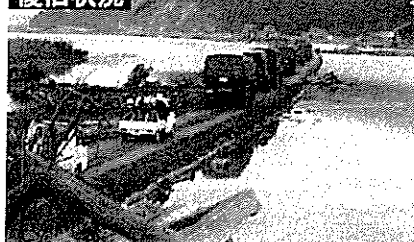
▲橋台背面盛土が全て流出した箇所に、緊急的に応急組立橋を架橋した事例

< 北上川：宮城県石巻市釜谷地区 >

被災状況



復旧状況



津波による道路兼用堤防流出。道路兼用堤防で交通路を確保（暫定1車線で供用）。

▲河川の緊急復旧の事例

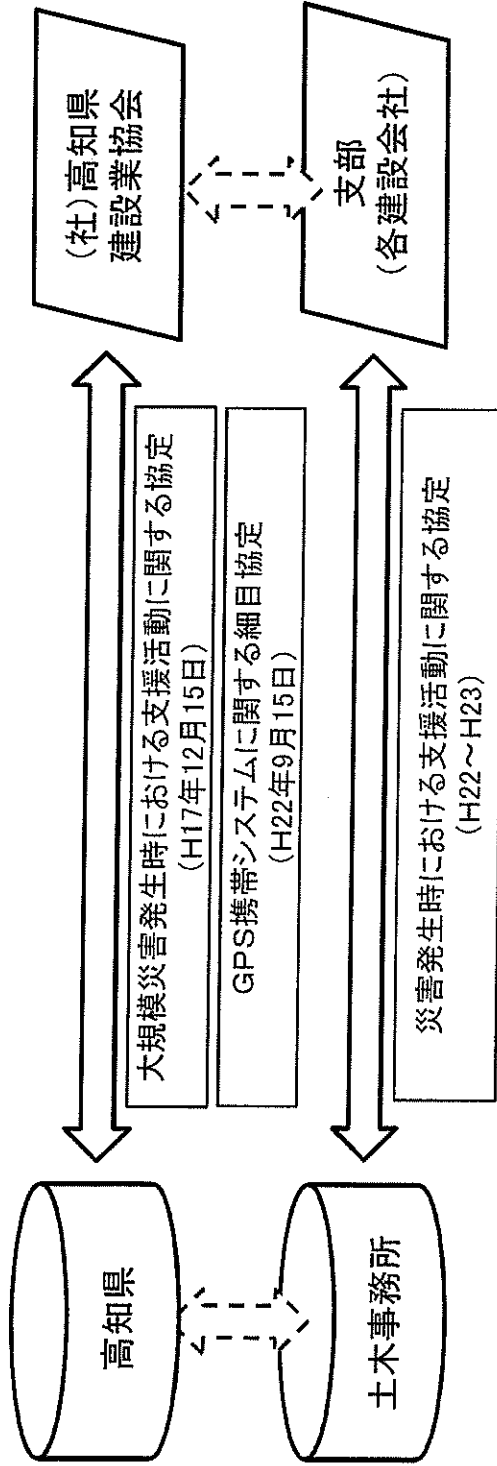
教訓の活かし方

- 応急仮設橋、通行規制や交通誘導に関する資機材の備蓄
- 緊急輸送道路の橋梁等における耐震化・長寿命化対策
- 迅速な応急復旧のための速やかな工事契約の運用（緊急随意契約の採用）

5 県と建設業界との連携の状況

南海地震に備えて地域防災力を向上させる仕組み

地域防災力を担う建設業との連携を確実にするために、建設会社の事業継続計画(BCP)の策定を県内に広く普及させ、地域の災害対応力の強化を図る。



○土木事務所の業務継続計画(案)の策定

- ・12の出先機関で業務継続計画(案)を策定
- ・建設業界との共同訓練等を通じて内容を充実

○建設会社のBCPの策定

- ・県内の建設会社のBCP策定を促進
- ・行政との共同訓練等を通じて内容を充実

建設会社のBCP策定を促進させるための新たな方策

○県の取組内容

- 建設会社のBCP認定制度の創設 (H24年度)
- 対象会社は、土木一式工事のA及びB等級
- 建設会社がBCPを策定するインセンティブを付与するため、入札契約制度における評価方法について検討

業務委託

(社)高知県建設技術公社

建設業事業継続計画認定業務委託

- 申請書類の受付
- BCPの事前チェック
- 審査会の運営 など

(参考)国のBCP認定企業 四国131社(うち高知県37社)

高知県が締結している防災に関する協定一覧（建設業協会関係）

協定名称	相手方	締結日
大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(社) 高知県建設業協会	H17.12.15
大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定	(社) 高知県建設業協会	H22.9.15
災害発生時における支援活動に関する協定書	(社) 高知県建設業協会室戸支部	H23.5.24
	(社) 高知県建設業協会安芸支部	H23.5.20
	(社) 高知県建設業協会南国支部	H23.5.12
	(社) 高知県建設業協会嶺北支部	H23.7.26
	高知地区建設業協会	H21.1.19
	(社) 高知県建設業協会伊野支部	H23.3.15
	(社) 高知県建設業協会高吾北支部	H22.9.29
	(社) 高知県建設業協会高陵支部	H23.6.8
	(社) 高知県建設業協会高幡支部	H23.3.10
	(社) 高知県建設業協会中村支部	H23.4.1
	宿毛地区建設業協会	H20.8.29
	(社) 高知県建設業協会土佐清水支部	H23.3.14

大規模災害発生時における支援活動に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）は、高知県内で発生した大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）における初期段階の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合の初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲の管理する公共土木施設における迅速な被災状況の把握や災害応急対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

（乙の行うべき平常時の準備）

第3条 乙は、甲の大規模災害への対応を支援するため、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し把握する。

- (1) 協会内の支援体制
- (2) 会員等からの情報収集体制
- (3) 出動が可能な資材、機材、技術者等の実態

（乙の支援内容）

第4条 甲からの支援要請に基づき、乙は協会内の支援体制を基本に、次の各号に掲げる支援活動を行う。

- (1) 公共土木施設に関する被害情報の提供
- (2) 障害物の除去および応急復旧
- (3) その他、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第5条 第4条に規定する支援活動に要した経費のうち、(2)及び(3)については甲が負担するものとし、(1)については甲は負担しないものとする。

(有効期間)


第6条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、
甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継
続する。



(協議)

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じ
たときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各
自1通を保有するものとする。

平成17年12月15日

高知市丸ノ内1丁目2-2-0
甲 高知県
知事 橋本 大 

高知市本町4丁目2-15
乙 社団法人高知 
会 長 井 

大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における支援活動に関する協定第4条第1項第1号に基づき、公共土木施設に関する被害情報の提供に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が所有する「GPS携帯による災害情報共有システム」（以下「GPS携帯システム」という。）の活用により、甲の管理する公共土木施設における被害状況の把握を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（情報提供）

第2条 乙に所属する会員は、甲の管理する公共土木施設に災害が発生又は発生の恐れがある状況を確認したときは、電話等の方法により、速やかに甲に報告するとともに、GPS携帯システムによる情報提供を行うものとする。

（費用の負担）

第3条 前条の情報提供に要した経費については、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年9月15日

甲 高知市丸ノ内1丁目2-20
高 知 県
知 事

尾崎正道

乙 高知市本町4丁目2-15
社団法人高知県建設業協会
会 長

三谷一彦



災害発生時における支援活動に関する協定

高知県須崎土木事務所(以下「甲」という。)と高知県建設業協会高陵支部(以下「乙」という。)は、災害発生時における支援活動の実施に関し、次のとおり協定する。

なお、広域的かつ甚大な災害の場合は、高知県と高知県建設業協会が締結する大規模災害発生時における支援活動に関する協定に基づき、支援活動を実施する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、津波、台風、集中豪雨等による災害が須崎市、中土佐町、津野町及び梶原町において発生した場合に、乙による支援活動により、すみやかな災害復旧を図ることを目的とする。

(支援活動の内容)

第2条 乙の会員は、甲からの支援要請があった場合は、次の各号に掲げる支援活動を行う。

- (1) 公共土木施設に関する被害情報の提供(以下「情報提供」という。)
- (2) 障害物の除去及び応急復旧(以下「緊急応急工事」という。)
- (3) その他、甲が必要と判断し要請する業務

(乙の平常時の準備)

第3条 乙は、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し、把握しておくものとする。

- (1) 支部協会内の支援体制
- (2) 会員からの情報収集体制
- (3) 出動が可能な資材、機材、技術者等の実態

2 乙は、甲から要請があった場合は、前項に関する情報を甲に報告するものとする。

(実施体制の確保)

第4条 甲は、災害発生時における応急復旧の実施体制をあらかじめ決めておくものとする。

2 甲は、前項の実施体制を決めるときに必要な場合は、前条第2項による乙の情報を参考にするものとする。

(情報提供の要請)

第5条 甲は、公共土木施設の被害状況を把握するため情報提供の支援活動が必要な場合は、乙の会員に対し、情報提供を要請するものとする。

2 乙の会員は、甲から前項の支援要請を受けた場合は、公共土木施設の被害状況を調査し、電話や「GPS携帯による災害情報共有システム」の活用により情報提供を行うものとする。

3 乙の会員は、甲からの支援要請の有無にかかわらず、甲の管理する公共土木施設に災害が発生又は発生の恐れがある状況を確認したときは、積極的に情報提供を行うものとする。

(緊急応急工事の要請)

第6条 甲は、乙の会員に対し緊急応急工事を要請する必要がある場合は、実施場所、実施内容その他必要な事項を記載した書面により、第4条の実施体制に基づき甲が選定した者に緊急応急工事を要請するものとする。ただし、緊急を要する等により、書面によることができない場合は、この限りでない。

2 前項の緊急応急工事を施工した乙の会員は、この工事を完了したときには、甲に対して、次に掲げる事項を書面にて報告するものとする。

- (1) 実施内容及び実施場所
- (2) 従事した者の氏名及び活動時間
- (3) 使用した資機材の数量及び機器類の使用時間
- (4) その他甲が必要とする事項

(費用の負担)

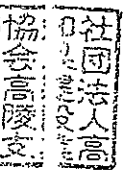
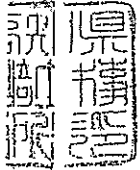
第7条 第2条に規定する支援活動に要した経費のうち、第2号及び第3号については甲が負担するものとし、第1号については甲は負担しないものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 乙の会員が支援活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙並びに乙の会員が協議して定めるものとする。

(情報交換等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うものとする。



(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月8日

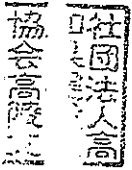
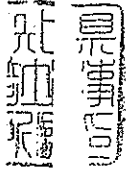
甲 <住所> 高知県須崎市東古市町 6-26

高知県須崎土木事務所
所長 木椋 康



乙 <住所> 高知県須崎市南古市町 6-6

高知県建設業協会高知支店
支部長 杉本 貞



○「GPS携帯災害共有システム」実用訓練

〈（社）高知県建設業協会と県土木事務所との共同訓練〉

1 訓練の概要

(1) 目的

台風、豪雨、地震災害に備え、平成22年2月に導入した「携帯電話のGPS機能を活用した災害情報システム」の訓練を平時から実施することにより、災害発生時のより円滑なシステム運用を図る。

(2) 内容

- ・「災害情報システム」を利用し、参加企業による写真撮影及びメール送信を行う実用訓練
- ・県土木事務所及び協会本部による送信データの収集・集約訓練

(3) 実施時期

平成24年2月27日 ～ 平成24年3月2日

(4) システム登録数

企業 304社 登録台数 362台

2 実施結果

訓練実施企業数 170社 (55.9%) 台数 195台 (53.9%)

高知県建設業BCP認定制度実施要綱

1. 目的

今世紀前半にも発生することが予測されている南海トラフの巨大地震は大規模広域災害であるため、事前の対策によって被害軽減を図るとともに、地域の力によって早期復旧を目指すことが求められている。特に、緊急対応時に最前線で活動することが期待されている建設業においては、行政機関と連携しながら災害対応力の強化を図り、応急対応業務や継続すべき重要業務を確実・円滑に実施するための体制を整えておく必要がある。そのため、県内の建設会社で行っている事業継続力を高める取り組み（基礎的な事業継続力）の成果と実効性を審査し、認定することで、各建設会社の「事業継続計画（BCP）」策定の取り組みを推進することを目的とする。

2. 用語の定義

この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次によるものとする。

- (1)「審査要領」とは、県が策定する「高知県建設業BCP認定審査要領」（以下「審査要領」という。）をいう。
- (2)「審査」とは、申込された建設業BCPについて、審査要領に適合しているか否かについて審議することをいう。
- (3)「新設合併」とは、二以上の会社とする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により新たに設立する会社に承継させることをいう。
- (4)「吸収合併」とは、会社が他の会社とする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させることをいう。
- (5)「事業譲渡」とは、会社の事業の全部又は一部を他の会社に譲渡することをいう。

3. 認定の概要

審査要領をもとに審査を行い、適合した申込会社に対し、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、認定証を交付する。

(1) 認定対象となる建設会社

高知県建設工事競争入札参加資格者の内、「土木一式工事」の「A等級」及び「B等級」に格付けされている高知県内に本社を有する建設会社とする。

※「四国建設業BCP等審査会」で既に認定証を授与されている建設会社
認定の有効期間に限り、審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとする。

(2) 審査

建設会社の策定する事業継続計画の内容や実効性について、「高知県建設業BCP審査会」（以下「審査会」という。）において審査する。

(3) 認定証等の交付

審査会の審査結果をもとに、県で認定の可否を判断し、認定証を交付する。
認定されなかった建設会社に関しては、非認定通知書を交付する。

(4) 認定証の有効期間

認定証の有効期間は3年間とする。

(5) 不適合通知

申込において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合は、審査会事務局（高知県土木企画課）において事実関係を確認し、審査会に諮ったうえで不適合通知書を交付する。

なお、不適合通知書の交付を受けた建設会社からの再申込は、不適合通知書を交付をした日より1年間にわたり再申込を受け付けないものとする。

(6) 認定の取消し

認定証の交付を受けた建設会社が次の事項に該当する場合は、審査会に諮ったうえで認定取消し通知書を交付する。

なお、①及び④に該当する場で、認定取消し通知書の交付を受けた建設会社からの再申込については、認定取消し通知書を交付した日から1年間にわたり受付ないものとする。

- ① 認定後において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合。
- ② 認定証の交付を受けている建設会社が新設合併した場合。
- ③ 認定証の交付を受けている建設会社が土木一式工事に該当する事業を譲渡した場合。
- ④ その他認定の取消しが必要と認められる場合。

(7) 吸収合併又は事業譲渡等による認定の継続

認定証の交付を受けた建設会社による吸収合併又は事業譲渡等が次の事項に該当する場合は、適宜審査会に諮ったうえで認定の継続を認める。この場合、建設会社に対して事務局は、速やかに継続更新の申込を行うよう通知する。

なお、申込期限までに手続きが行われない場合は、審査会の承認を受けて認定取消し通知書を交付する。

- ① 認定証の交付を受けている建設会社が吸収合併の存続会社となった場合。
- ② 認定証の交付を受けている建設会社が事業譲渡を受けた場合。
- ③ その他認定の継続が必要と認められる場合。

4. 認定会社の公表

認定された建設会社名については、県が公表する。

5. その他

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

6 災害対応に関する企業の評価

経営事項審査における企業の社会性評価の概要

項目	W (素点)
労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	△40～0
健康保険加入の有無	△40～0
厚生年金保険加入の有無	△40～0
建設業退職金共済制度加入の有無	0～15
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	0～15
法定外労働災害補償制度加入の有無	0～15
建設業の営業継続の状況	
営業年数	0～60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	△60～0
◎ 防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	0～15
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	△30～0
指示処分の有無	△15～0
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	0～20
公認会計士等の数	0～10
二級登録経理試験合格者の数	
研究開発の状況	
研究開発費	0～25
建設機械の保有状況	
建設機械の保有及びリース台数	0～15
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
ISO9001の登録の有無	0～5
ISO14001の登録の有無	0～5

入札参加資格審査における地域点数の概要

【 地域点数の審査項目 】

項目区分	審査項目	内 容	評価幅	適用業種
技術力	工事成績評定	前年度及び前々年度の高知県発注工事の各工事成績評定	-120 ～ 120	土木・建築
	優良工事表彰	当該年度に受けた高知県優良建設工事表彰 (知事賞25点・優良賞15点)	0 ～ 50	土木
	監理技術者数	継続雇用期間が6ヶ月を超え、過去5年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者 (1人1点)	0 ～ 50	土木
	技術研修 (CPDS)	継続学習制度 (土木施工管理/CPDS) における登録学習単位数 (6単位1点)	0 ～ 20	土木
	特許・実用新案	土木一式工事に係る特許権・実用新案権の取得 (1件2点)	0 ～ 20	土木
	安全対策	建設業労働災害防止協会に加入	0 ～ 5	全業種
	計			-120 ～ 265
経営力	公共元請完成工事	前年度の土木一式工事における公共工事元請受注完成工事高 (1千万円1点)	0 ～ 30	土木
	工事施工能力評定	経営事項審査の年間平均完工高に係るX1評点 (X1点×0.1)	0 ～ 230	土木・建築 以外
	指名停止	審査基準日前1年間に於いて開始された指名停止 (1月△10点)	-60 ～ 0	土木
	計			-60 ～ 260
社会性	ISO・エコアクション	ISO14000の登録又はエコアクション21の登録	0 ～ 20	全業種
	次世代育成支援	次世代育成支援企業認証の取得	0 ～ 20	全業種
	従事職員数	継続雇用期間が1年を超える常勤の従事職員 (1人1点)	0 ～ 50	土木
	障害者雇用	継続雇用期間が1年を超える障害者の雇用	0 ～ 20	土木
	◎ 災害協力	・ 県の要請に基づく災害時等の復旧工事への貢献 (1件4点) ・ 災害協定に基づく、GPS携帯による災害情報共有システムの協力企業としての登録 (10点) ・ 消防団協力事業所表示制度の認定 (10点)	0 ～ 40	土木
	県産品の使用	前年度の県発注工事における高知県内産の木材及びコンクリート2次製品の使用 (1工事4点)	0 ～ 20	土木
	地域ボランティア	県のふれあいの道づくり支援事業で行った活動 (1回2点) 及び県の海岸緊急清掃事業で行った活動 (1回4点)	0 ～ 20	土木
	計			0 ～ 190
合計			-180 ～ 716	

総合評価方式における企業評価の概要

企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の実績 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10
	施工実績 2件以上4件未満	5
	施工実績 2件未満	0
同種・類似工事の成績評定 (平成19年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15
	成績評定の平均点 75点以上80点未満	10
	成績評定の平均点 70点以上75点未満	5
	成績評定の平均点 70点未満	0
直近の成績評定の最低点 (前年度実績:高知県発注工事に限る)	成績評定 65点未満 無	0
	成績評定 65点未満 有	-5
技術力評価(選択項目)		
優良工事表彰の有無 (平成17年度以降)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5
	他機関表彰 受賞	5
	表彰 無	0
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5
	ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5
	ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0
舗装工施工体制 (AS舗装工事に適用)	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	10
	ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	5
	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する	0
地域性・社会性評価(選択項目)		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に本社(本店) 有	15
	当該工事と同一市町村内に営業所 有	10
	当該工事と同一市町村内に本店・営業所 無	0
地域ボランティアの有無 (前年度実績)	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当	10
	" 15点以上20点未満相当	8
	" 10点以上15点未満相当	6
	" 5点以上10点未満相当	4
	" 1点以上5点未満相当	2
ボランティア活動 無	0	
◎ 重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 有	10
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	0
◎ 消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (前年度実績)	加入又は認定 有	10
	加入又は認定 無	0
合計	〇〇点 (企業評価型:合計点を5点に換算する。) (施工計画型:合計点を6点に換算する。)	

配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の実績 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10
	施工実績 2件以上4件未満	5
	施工実績 2件未満	0
同種・類似工事の成績評定 (平成19年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15
	成績評定の平均点 75点以上80点未満	10
	成績評定の平均点 70点以上75点未満	5
	成績評定の平均点 70点未満	0
技術力評価(選択項目)		
優良工事表彰の有無 (平成17年度以降)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5
	他機関表彰 受賞	5
	表彰 無	0
継続学習制度(CPD)への取り組み (社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会、(社)土木学会の何れかの取得単位数 (有効期間:過去5年間)	推奨単位の5/10以上	10
	推奨単位の3/10以上5/10未満	7.5
	推奨単位の1/10以上3/10未満	5
	推奨単位の1/10未満	0
配置予定技術者の資格	1級国家資格 有	10
	上記以外	0
合計	〇〇点 (企業評価型:合計点を5点に換算する。) (施工計画型:合計点を6点に換算する。)	

7 検討委員会の進め方（叩き台）

《検討委員会の進め方について（叩き台）》

1 想定する災害の規模

南海トラフの巨大地震をはじめとする大規模災害

2 想定する災害対応の範囲

大規模災害発生直後の初動対応期から本格復旧期に至るまでの間において、県民の生命・生活を守るために建設業者に担ってもらわなければならない社会資本の整備（道路等の啓開作業、応急復旧工事等）

3 検討事項

（1）行政と建設業との連携の強化

① 災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策

- ア 行政と建設業の役割分担の明確化
- イ 連絡体制の構築
- ウ 通信手段の確保
- エ 重機、資材の確保
- オ 作業の優先順位
- カ 発注方法のあり方

② 建設業者の災害対応力の向上のための方策

- ア 災害協定に基づく合同訓練
- イ 重機リース会社との提携
- ウ 他県の建設業者との連携
- エ 建設業者のBCPの策定促進

（2）地域をよく知る建設業者の確保

① 経営安定化のための方策

- ア 新たな入札契約方法
- イ 地域に貢献する企業の評価

② マンパワーを確保するための方策

- ア 若年入職者の確保
- イ 雇用環境の改善に取り組む建設業者の評価

4 スケジュール

（1）第1回（8月）

- ① 建設業を取り巻く環境の変化等について
- ② 検討委員会の進め方について

- (2) 第2回(9月)
 - ・行政と建設業との連携の強化策の検討

- (3) 第3回(10月)
 - ・地域をよく知る建設業者の確保策の検討

- (4) 第4回(12月)
 - ・全体を通じた検討

- (5) 第5回(2月)
 - ・報告書の取りまとめ